

巻 末 資 料

問 11-2 で回答 2 と答えた具体的な理由	
	墓がある… ■ 交通の便 … ■ 信仰 … ■ 子供(承継者)… ■ 費用など… ■ 墓に関心無し… ■ 新しい形態 … ■ その他 … ■
通し番号	理 由
4	既にほかに取得済み
12	既に取得しているから
38	お墓は所有しているから
47	墓があるから
59	取得済みのため
62	東京西多磨霊園にあるので
70	菩提寺があります
78	現在墓地を持っている
100	現在所有している。寺院に
114	霊園は東京の立地が良い場所に持っている
131	既に北海道にあるから
139	今現在墓地の地所のみあるが高台で墓石も立ててない。個人の墓所を考えていない
145	既に取得
154	墓地はすでに確保してある
170	墓があるから
174	現在墓を所有している
188	特に必要ない（現在の教会墓地以外に必要なない）
199	遠方だが所有墓地があり子供たちもそこは使わないと言っており私自らが納まったらお墓の整理をすることにしているから
207	すでに持っている
215	墓がある
228	すでにあるから
260	現在お墓がある
265	既に墓地がある
272	既に墓を取得しているの
326	お墓がある
362	墓はもうあるので
376	寺院墓地があります
389	寺墓地を取得している

423	代々のお墓があるため
453	現在所有している墓地で良い
454	先祖の墓がある
461	既に取得済み
463	ご先祖の墓があります
469	代々の墓だから
18	気軽に行けない。自宅から遠く感じる。先祖の墓地の側が良いと感じる。
19	お墓参りなど少し遠いと感じる。使用料など払えるか分からない(墓石の代金など)
32	交通の便が悪く一人で行く事が困難ではないかと思います。また、冬には雪が積もって通行止めになることがあるように聞いています。
35	人から聞いた話で冬場には雪で墓参りが出来ないとか、お参りが大変だと聞いた
69	遠い
73	自宅から遠く坂道がありアクセスが悪い
83	遠くて生きにくい
89	家から遠い。冬に行けない
103	維持費等は安くて良いが、距離があるし、身近に感じないので
116	交通の便が不便のためです
127	不便
143	自宅から遠い。宗派が混在している
159	交通の便が悪い
164	遠い。雪が降(る)と行けないから。
165	冬季が不安
172	霊園まで山道を 40 分近く登って(車で)いくのが大変なので
187	交通の便
194	承継者の居住地からと比べて不便
209	場所が遠すぎる(冬に大変)
220	遠い
256	遠すぎる。冬は凍結が怖い。
279	立地条件を好まない
302	自宅から遠い。交通の便が悪い。
322	遠すぎるかと
324	遠すぎる。そもそも私は海に散骨してもらいたいの
327	環境は良さそうですが、現地が遠くてアクセスの問題もあり車でしか行けない。不便かもしれない。
329	遠すぎる。雪が降ったらいけない。
343	遠方。体力的に無理だと思う。

350	遠く交通手段がない。冬場、雪等の天候が心配。
351	車が無いといけいないので。遠すぎる。
359	市内から遠すぎる。後継者が墓参りしにくい。
370	遠すぎる
403	自宅から遠くて通えないため
407	遠方過ぎます
412	遠すぎる
432	自宅からの距離
446	自宅から遠い。散歩のついでのように行ける場所が良い。寂しい場所には入りたくない。
8	宗派が同一の人が集まる場所がよい
99	宗派によるため
399	子供がいないので後の事を託せない
9	私達夫婦に子供がなく、私の実家は群馬県、妻の実家は富士市と遠く、お墓の維持が出来ないため、永代供養か散骨を考えている
369	承継者に負担を掛けたくないから
311	費用が高すぎるため
161	当所に使用料として 43 万円が高いと思う
11	公営墓地の使用料が高すぎる。使用期間も明記されていないのはなぜ？
354	43 万は高い
404	20 万くらいで購入できるところがいい
437	価格が高すぎる
13	必要ない
15	子供の近くの墓地にする。首都圏
22	家族の墓があるので
74	今考えていないため
123	興味ない
266	今のところ必要ないから
267	墓の新規取得を必要としない
291	興味なし
318	別に墓地を持ちたいとは思っていない。共同墓地で良いと思っています。民間の墓はお金がかかりすぎる。
396	墓地は不要
413	不要
455	今必要を感じていないので
28	樹木葬があれば検討する

29	永代供養で、合葬型や納骨壇型を考えているので、墓は不要と考える
49	ペット達と入れない所。管理料がかかるところ。
64	見学させて頂きました。環境価格とも良いと思いますが、自然葬に考えが変わりましたので
160	後継もなく宗教もこだわらないため樹木葬にした。市の霊園にもそういったものがあれば良かったが。2月に夫が死亡。
195	永代供養にする予定だから
218	寺院墓地を希望
371	承継する人がいないので管理料一括払いで永代供養が望ましい
415	散骨を考えている！
426	寺院墓地を希望します
457	墓を持つつもりがない。息子たちに散骨を望んでいる。
150	公営墓地であるから
46	お墓じまいをしたいと現在思っている。子供が結婚したため
226	天城という場所が好みでない
247	歴史・伝統を重んじているので。しかしいつまで続くか分かりませんが。
284	転出予定のため
306	墓地内に館を作り、慰霊をシステム化ナンバーで画面に霊影。手を合わせる。
428	お寺の方々の方が好意的なため

今後のお墓のあり方についてのご意見要望	
	樹木葬肯定 … ■ 散骨肯定 … ■ 納骨壇肯定 … ■ 合葬墓肯定 … ■ 維持管理関係 … ■ 価格関係 … ■ 墓じまい検討 … ■ 市への意見 … ■ その他 … ■
通し 番号	回 答
15	娘の代で終わるので、共同墓地、樹木葬に関心があります。
17	子供たちに負担を掛けたくないので墓じまいをする予定です。これからの時代、樹木葬や海に骨をまくなどが主流になるのでは。伊東市でもお願いします。
18	各宗派により、仕来りや風習も様々で、地域によっても違う事が多いので、それぞれの各家庭によっても生活事情も違います。自らの身の丈に合った対応を時によって変えていくべきと思う。小室山あたりに合葬、樹木葬型墓地を用意しても良いかも、と思う（墓を取得できない人のため）
20	費用管理面を考えると、「合葬型」「樹木葬型」を充実すると思います。
28	天城霊園に樹木葬型があれば、生前に取得したい。桜の木の周りに円を描くように企画する等。使用料 43 万。10 年間の管理料を一括払い、約 50 万円の樹木葬であれば墓石費用が不要になります。墓参りに来る人がいないのであれば、その方がさっぱりしてて良いですね。春に桜が満開、素敵です。自分の家の敷地内に樹木葬型で埋葬できれば一番良いのですが…。墓という概念に入るのかわかりませんが、海への散骨もあります。地球に帰るという事になります。
34	国立公園において樹木葬型が無いのはおかしい！昨今、子供の数が減ってきている。埋蔵施設や納骨壇型は、これから先維持が難しいのではと考える。明るい公園として、足を延ばせる場所が、永遠に残る場所としての樹木園形式を望む。国立公園内にも、いつの間にかパチンコ店やホテルが立ち、広大な森が開発され、失っていく様を見ていて、樹木園型墓地を望む。
49	ペットも複数納骨出来て、夫婦で永代供養のお墓を探していました。この地域にはなくて、遠くの霊園になりました。墓石もあり、33 年間そこに埋葬されて、その後、樹木葬に移して頂き永代となります。子供なしでペットと共に歩んできた夫婦にとって、最高の条件でした。難はここから遠いところという点ですが、自然いっぱいに入っています。
64	私は 85 歳です。去年暮れ、家内に先立たれ始めてお墓の問題に向き合うことになりました。天城霊園他自然葬の墓地を検討中、千葉の「森の墓苑」を発見。樹木葬の中に入るのでしょうが、これこそ本当の自然墓地と考えられ、契約。故に納骨の予定です。市でも「森の墓苑」の HP などを見られ、ご参考になさってください。

71	私達は子供がいません。また、兄姉にも子供がいません。親の墓も今後どのようにしようかと思案しております。お寺様と相談しなければならないと思っています。私たちは樹木葬か散骨を考えています。お墓は持たない。
80	ペットと入れる樹木葬を探している。
85	樹木葬を希望する者です。設問 12－3 の整備を強く希望いたします。
130	樹木葬、海上散骨等、新しい形も検討してもらいたい。
142	風習、形式にとらわれず、散骨、樹木葬等、将来子孫に負担のかからない形が望まれる。
160	樹木葬と言っても、大きなシンボルとなる様な木のもとに遺骨をくだいてそのまま土にかえすような方式のお墓があると良い。
208	地元での求人が少なく子供たちも地元をでてしまうのでお墓の管理のしやすい、承継者がいない場合でも安心して入れるけいしきや墓参りしやすい明るくすがすがしい樹木葬は好感があります。
226	最近耳にする墓じまい等、整理の方法をもっと公共・行政が関わってほしい。旧来の和型のお墓を整理して樹木葬等に変更できる様に等に。
230	災害の多い昨今です。お墓は本来必要でないと思っています。個人では樹木葬が最も最適かと思います。人間は自然に帰るものと思っていますので、最後は土になるべきかと… 私もお墓を持っていますが（他県） 私が死んだら少したったら墓地内にある合同墓地に移してもらうように子供に伝えてあります。孫もいないので子供が年老いた頃に移してもらいたいと伝えてあります。
271	墓じまいを考えている。合葬型、樹木葬型などとても良いと思っている。お墓に執着することもないと思う。
284	金銭的な問題と、子供への負担は与えるべきでないと考えている。埋蔵施設については樹木葬型および合葬型を早く実現する事を望む。
290	合葬型や樹木葬型を希望します。
340	子供がいない。子供に迷惑を掛けたくないと考えている人が多いので、海への散骨、樹木葬が増えていくと思います。
341	寺院で樹木葬をする所が増えてきました。個別の樹木葬もあり、このような形が伊豆にも出来ればよいと思っております。今のような形でのお墓はこれからはますます必要とされなくなってくると思います。お寺にとっても新しい形での何かを考えなければ、お寺も困るのではないのでしょうか。新しく変わる時が来ていると思います。

361	檀家になっている寺にお墓を所有していましたが、今後承継する人がいなくなる状況にあるため4年前に墓じまいをしました。自分自身は樹木葬か合葬、あるいは散骨が出来ればと考えています。
405	これからの時代はスリムでコンパクトな人生を送りたいと思っています。(おはかもしかりかと)伊東市はなぜ、樹木葬や合同式墓地などのお考えがないのかと、疑問に思います。
424	寺院の墓は負担が大きいと思う。家庭環境が昔と違って来ている。核家族、少子化、単身家庭がほとんど。こう言った理由から墓はシンプルにしたい。樹木葬や共同で祀等の墓が出来て欲しい。管理費や永代供養の費用も負担掛からない金額で、一括払い、子供に負担のかからないような形が希望です。今後、ここで墓の形が選べるようにならないかなと思う。
9	散骨については検討されていないですか？
56	お墓にこだわらず自然に還りたい。海などに散骨できれば幸せ。
67	近年墓じまいをする方が増えていると聞きます。今の家族形成を考えても墓守をしていくのは大変だと思います。私たちも子供たち二人は県外で家族を持って暮らしているので、将来墓を求めてそれを管理してくれとはいえません。私たちは長男以外の家庭ですので、今現在墓はありませんが、海への散骨という事を考えています。
111	私が死亡した時、葬儀や納骨など長男に委ねるしかないので、費用や墓参りの負担など、あまりかけたくないで、骨を納める場所さえあればいいと思っています。散骨や共同墓地なども良いとは思いますが、散骨や共同墓地なども良いとは思いますが。自分では手配できないので、意志はそろそろ伝えておくほうが良いと思い始めました。宗教心が無いので、骨になって迄家族に負担を掛けたくないと思います。
169	写真があるのだから墓は不要。庭に灰をまくのがよいが、法律上むずかしければ海に灰をまけばよい。
234	散骨等お墓以外の方向を考えていっても良いのではないのでしょうか。
239	墓にこだわる考え方自体を変えればよい。親しい者が亡くなった場合、家に写真があれば十分である。寺や墓石業者のことは考慮する必要はない。自らの心のあり方を考える事が基本であろう。習慣は変わるものである。例えば葬式が簡単になってきているが、いずれ散骨といった形式も真剣に考えてはどうか。そもそもこのアンケートが(公)全日本墓園協会に委託していることから、墓ありきが前提になっている。まさか??まさか??はないでしょうが、,,,,,
289	祖父母の墓は受け継いでいるが、住まいから遠くて行きたくても年齢を重ねるといけない。近くに買い替えてみたいと思っている。しかし自分自身も独り身なので本当は

	散骨でもいいと思っている。
320	海の近い市なので、お墓以外の方法を検討して拡充しては？親世代には「面倒が見られなくなったら、まとめて合葬灰にして山や海にまくよ」といってあります。
337	当方後継ぎがないので、海に流す、山自体を墓に見立てた埋蔵法などあっても良いのでは。
380	海に散骨を希望する者がいる場合、スムーズに行えるようになってほしい。
431	お墓はいらない。海に散骨。献体。
93	納骨壇型が良いと思うが安い費用で取得求める事が出来れば望みます。
101	市でも早く納骨壇・合葬型を施設して欲しいです。
107	独居で身寄りのない高齢者や、家族でも貯金が無く、今の市の墓地に入れることが出来ない方が少なくありません。沼津の方のお寺で合葬を受けているので、そちらへお願いしているようです。少子化や他県へ流出してしまい、墓地の管理が難しくなると思います。市の補助を受けて安価な納骨堂を建てて頂ければと考えます。都会でも和型は高齢化で人での管理が難しく問題となっています。海洋散骨でいいと私自身は考えています。
247	街中に火葬場から納骨埋蔵施設を置き将来に渡り行政の専門職が面倒を見て行く。出来たら僧侶も2.3名（宗派）を越えて儀式出来る者を置く。
362	和型等は民間に任せればよい。市は低所得者や身内のいない人のための、低価格又は無料で納骨できるものだけを考えればよいと思う。
40	市内にも独身者が増えていると思います。金銭面においても、墓を所有するのは、大変な方たちが多いと思いますので。市としては合葬型を準備していく必要があると思います。以上
42	後継者があっても遠方等、様々な理由で墓地の継承も難しくなっているように思われる。当地区の墓所でも放置された墓所も少なくない。菩提寺とのかかわりも以前の檀家ではなく、檀徒化しているような気がしてならない。少子高齢化が進行する中で、今後は、このような傾向がますます加速すると思われるため、合葬型の様な埋蔵施設も必要になってくるのではないかと思います。
46	合葬型をもっと使用しやすいようにしてほしい（金額）。一人暮らしで先祖の墓を近づけたいが、負担がかかる。

144	今後、承継者のいない家が増えていくと思います。墓じまいするにあたり、先祖の遺骨も含めてロッカー式や合葬型墓地で対応が出来ると思います。
149	少子高齢化に伴う承継者の減少や家に対する価値観の変化などお墓のあり方が個人や夫婦中心とした価値観に進むものと考えられる。今後は、合葬型や個人の価値観が反映されやすい芝生洋型の需要が増すと考えられる。また、地方では納骨壇型の需要は少なくなると思われる。
172	自分は介護の仕事をしています。1人暮らしの方、身寄りのない方、子供が遠方で暮らし絆のうすい方がふえてきています。仕事柄かこのところそう感じています。お年寄りの方々は自分の死後の諸々の心配をされてその内のお墓の事も悩みの一つになっています。「なるべく迷惑をかけないようにしたい」とおもっている方がおおいようです。「合葬型」のお墓を考えている方が多いようです。
199	低費用（できれば無料）。形にとらわれず自分の遺骨の納まり所があるだけでよい（精神的に…よりも合理的物理的に…でよい）（高齢化社会の問題、年金暮らしなどある中安心してしょうがをおえられるようにして欲しい）。別紙例「2.合葬型」のような公営大規模施設を作って戴き市民が無料で納骨でき、一定期間後は全て大地に返してもら…など理想と思います。
221	核家族化 少子化が進むので一家に一墓という時代は終わると思います。合葬型が最も合理的です。
328	少子化、人口減少社会で墓の継承者は今後、ますます不足する。従って合葬型を主流にすべきか？
332	一人暮らしの人のため、共同埋蔵施設はありがたいです。
407	共同墓地を作りたいと思います
412	これからは公営墓地として合葬型がいいと思います。お墓の承継がむずかしい家が多い。
437	これから身寄りのない人が増えた時の事を考えて、共同墓地の事をもっと知りたい人が増えると思います。そういうお墓のことをもっと知りたいと思います。私もその一人です。
19	自身の状況より、長男、次男でも先祖のお墓に関心が無いというか、他人任せという状況で、お墓の維持管理など負担に感じる。自分も永代供養など、子供に負担をかけたくないと思っています。
65	共同型には以前は抵抗がありましたが、子孫の負担を考えるとそれでも仕方がないのかなと考えるようになりました。でも本心は和型か芝生・洋型が希望です。

72	継承していくものの負担が少ないことが望ましい。
79	多種多様の宗教、宗派に対応する事。残された遺族に適度の負担をかけない形。
159	承継者に負担をかけないお墓にしたいと思っています。
193	承継者に負担のかからない形態がもっと分かりやすく価格も明確に表示されたら良いと思います。
203	子や孫に負担のかからない方式のもの、土地をできるだけ使わずに済む形のものであるべきと思っています。
279	家族に負担を掛けない形が一番良いと思う。葬儀やお墓にお金をかけることがこの先、無駄になってくるのではないかと思う。
319	子供に負担を掛けたくない。
366	息子たちに墓守をさせたくありません。墓地を購入してお墓を建てるつもりはありません。散骨希望の者です。三津浜にある永代供養 24 年間ネットでお墓参りできるところが伊東市内にあればと思います。
369	継ぐべき家族がいなくなる場合を考え、共同で永代供養をしてもらえるような墓地が増えて欲しいと思います。
402	管理がしっかりしていて、負担がかからない公営墓地がもっと多く出来る事を望みます。共同でまつられるお墓もいいと思います。
403	仕事の関係等、地元に住まない子供もたくさんおり、お墓の維持も難しくなっている状況だと思います。無縁墓の様な状態の墓が増えていく事が予想され、これからは永代供養の墓地が必要かと思われます。
446	先祖代々のお墓にお参りするということは良いことと思うが、お寺との付き合い法事等を子供に託すのは現実的に難しいと思う。先祖を思い、手を合わせる場所はあると欲しい。何時でも行けるというのも大切な。霊園の形式が何時でも行ける場所があればよいと思います。
453	墓の維持・管理費用を承継者へ出来るだけ少ない費用で済むように検討したい（現在の所有者が一部予め負担する等）
1	お寺も檀家の事をもっとよく考えて欲しい。お金がかかりすぎる。子供は名字が違うし、お金のことを考えると頼めない。先祖を共同墓地に移したいと言ったら 700 万もかかると言われた。どうしたらいいかわからない。
11	個人的な意見が、それぞれあると思う。配偶者や義父母と死後も一緒に嫌という人もある。宗教的に同じ墓地に集団でお墓に入りたい人や友人とか、土地価格が下落して

	いるので、お墓が高すぎるのではないか。
14	年間管理費が納入されなくなったら合同墓地又は改葬又は墓じまいし、後の人に利用してもらおう。遺骨の処理料を、後の利用者の使用料又は管理料に上乗せする方法もありか。
29	寺によっては墓じまいやそれに伴う永代供養墓への移動などに、法外な金銭を要求されると聞く。常識的な金額なら我慢するが、そうでないと、結果として、無縁墓や放置墓が増えると思う。
51	将来人口減が取りざたれるかつ市内の空き地の目立ち、後継者減も加わると寺院も淘汰されてくると考えられる。現有の墓地の高額を考えると、墓を持つことを躊躇する人が増えると思う。安価で広い空き地の中に寺院、公共施設があれば楽しみに取得する人も出てくるかもしれない。複合施設も考察の一つと考える。
68	余りにも葬儀にかかるお金が多すぎる。葬儀会場が華美すぎる
74	死ぬまでお金の心配をする必要があるのは悲しい。お金の心配しないで死ねることが大切だと思う。誰でも死はあるから安心して死にたいです。
310	公営の墓地に望むことは、なるべく経済的な負担が少なく済むようにお願いしたい。民間との棲み分け。
318	自分で持っている墓は死亡時お金がかかりすぎるので、自分としては共同墓地で自分がお参りしたい時、行けるくらいでいいと思う。自分で持っているお墓はお金がかかりすぎる。墓が無ければこれからは永代墓地が良いと思います。
364	価格がかかりすぎると思います。
399	跡を継ぐ者が無い時、安価で埋葬できる場所。
416	金額の大小について。
443	現在配偶者と義母と同居しており、配偶者には先祖代々の墓がある。義母も高齢化のため、墓を引き継ぐ形となるが、私たち夫婦には子供が無く、将来的に墓を維持していく事に不安がある。特にお寺との付き合いでは、行事ごとの金銭的負担が大きく、今後の年金生活を考えると非常に不安であるし、墓じまいをするにしても多額の費用が掛かるようなので、現実的には難しい。今後、高齢化や少子化により墓を引き継ぐことが困難になる世帯が増えていく事が予想されるので、空き家問題と同様市政にて考えて頂きたい。

22	墓じまいを市で補助して欲しい。
109	少子化で墓の継承者は減る一方、空き家問題と同じ人がいなくなってからでは処分も出来ない。今の内に例えば墓じまいをする場合は助成金を出すとかその後、割安で市の施設に合葬してくれるとか、新しいものをボンと作るのではなく、古いものからスムーズに移行できるよう配慮すべき。
77	市営住宅を伊東市は多く作りました。現在はどうなんですか。旧市内は駐車場だらけ。人口の減少。霊園を作るのは良いが、今は寺院をどうするのかを考えたらいいと思います。先祖を祭る寺院が減少していきますよ。先行を考えたらその時、あなたはどうしますか。今だけ考えないで先行のことも考えてやっていきましょう。
119	これからは単身者が増えるでしょうか。また、預貯金もなく孤独死する状況が増加すると予想されます。こうしたとき、市はどの様に対応するかを考えておくべきでしょう。予想されるすべての事を想定し考え、解決できるようにしておくことが大事だと考えます。お墓も大事ですが、安心して死ねる市であって欲しいものです。
139	お墓の立地が遠方や高台では残ったものは墓参りに行きたくても行くことが出来ないと思う。
168	市営霊園が不要になった時買入価格の70～79%ぐらいで譲渡出来るようにしてほしい。
322	市民に確認する前に、市としての考え方や意見を明確にしてください。以上
326	このようなアンケートは80歳代の人に出すべきではない。いくら無作為といっても失礼！
336	公営の霊園がもっと増えればよいと思う。
347	価格的理由により、お墓を持てない人が多数いると聞きます。もっと安価で気楽に行けるそんなお墓を増やして欲しいと願います。話は変わりますが伊東市は日本の中に於いても生活保護者が多いと聞きます。もっと厳しくチェック及び審査して欲しいと思います。真面目に税金を納めている人がバカを見ないようにお願いします。
359	伊東市では都会と違い、新しさをあまり追わなくて良いと思います。墓に対しての意識が変わりつつある中でも、個人家単位で考えている人は多いと思います。ロッカー型でも個としての思いはありますので、合葬はいかがなものかと思っています。
414	いつかは必要となるものですから、市の事業として行っていただければありがたいと思います。
425	一人生活のため、今後その様な人のために対策及び説明会等の機会が得られたらと思います。

432	天城霊園については交通の便で難しい。高齢化社会に入り伊東市の発展していく上では、熱海に比べてもっと特化した街づくりが必要で、身体障害者を含めて年寄りにやさしいきめ細かい街づくりが最適ですね。ご検討ください。
447	継承者がいない人に対するサービス相談等を充実望む。
4	教会墓地を取得済みのため、仮定の項目について答えずらい部分があり申し訳ありません。
8	お墓を必要としない社会。
13	伊豆に墓地でも作るのですか？何のための調査かはっきりしない。
38	弁天沢霊園を誰かに譲りたいと思っている。次男が遠くに住んでいるものですから。
48	子供たちに受け継いで先祖に合わせる。感謝の気持ちがあるから何よりうれしい限りです。
69	少子化などの問題でどの家も近い将来、お寺やお墓のことは考えなければならない時期が来ると思う。今、お寺が家の近くにあるので、毎月お参りに行けているが、孫やひ孫の代になった時に伊東に住んでいるか分からないし…。お墓は人生の終わりに入るところだが、やはり伊東市が元気になり、産業や会社、人口増加に繋がるようにならないければ、現在ある寺院の継承者に繋がらないと思う。
73	時代の流れもあるが、先祖代々の墓であるので、どこの家も墓を持つ大事にして欲しいと見えることがある。墓地の清掃やお参り等。
84	平成31年3月21日、一人息子が病死。友人の墓地に入れてもらう。私がその時が来たら、まだどうなるか分からない。無縁仏でいいと思っています。
100	樹木葬とか海洋葬とかするべきでない。
114	営利を優先的にならずお墓に困っている方のニーズにあったものを考えて欲しいです。
117	墓に入りたいという思いはありません。
122	墓地、葬儀の形式はこうあるべきというより、各自の自由な思いに従った多様性を歓迎したいと思います。
148	遺骨はありませんが、すでにお墓は用意してありますのでアンケートに協力できませんでした。

171	特に意見はありません。唯 時代とともに変わってゆくのかなと思います。
173	意見ではないですけども、私達の件です。私達の孫は女の子一人です。いずれお嫁に行くでしょう。お墓を用意しても、お嫁に行ったら面倒見るの大変でしょう。いろいろな事を考えた時に永代にする事にしました。夫は永代に入って居り、私もいずれ夫のいる永代に入る事になっています。
180	故人を偲ぶアルバムや動画等その時など思い出をふりかえれるもの。故人が残された家族に思うことなど。故人とコミュニケーションがとれたらいいかなあ。
181	先祖からのお墓を大切につぎの代までとっております。
223	自分が墓地を求めても承継者がいない場合はどう成るのか。承継者がいない場合は当然場所、墓地の形体も変わると思います。その点をはっきりしてほしいです。
231	問 1～5 問 8 に答えていれば他の問には答える必要はないと思います。
238	どんな宗派でも受け入れて貰える寺が増えるといいと思います。
254	墓は 10 年前に建設済。福島県南相馬市。
255	少子高齢化、社会情勢と私たちの暮らしも時代と共に変わっていくのでしょうか？墓の前でこそ静かに近況を報告、自分自身を反省し静かに考える場所として墓は必要と考えています。
256	どうこたえるべきか分からないアンケートです。アンケートの必要性がいまいちわかりませんでした。
294	10 年前に東京都の合葬型、樹木葬型墓地に夫婦で申請済みです。伊東に移住した場合、どうなるのか、確認していません。都民でなくなっても有効であれば、そちらに埋蔵してもらいたいと思っています。
314	空墓地ですので、先のことは分かりません。今の所年四回草取りに行くのみです。
338	世情は現在、寺離れ、墓じまい、墓地の放置、等文字通り無宗教時代へと変容してきている。結局、遺骨の始末をどうするか、という課題が残された。伊東市の場合誠に恵まれた聖地として天城山を開発し、霊園として運営している。しかし、未来的に利用者に行き詰まりが予想される。市民が最大限活用するには、子供のころ、より一人一人が自分たちの頭で考え、奉仕をするという認識を持つよう家庭、学校、地域社会全体で作り上げていく事だ。天城山は故郷の山として最高峰である。伊豆の中でも、特に伊東市民は恵まれている。以上

371	景色の良いところで小さな石に名前があるだけでよい。管理者のない所。生前に費用を積み立て出来る。
395	早々に考えなくてはいけないわけですが、その方の病気や、老後や自宅での看護等色々あり、家族での話し合いは具体的にしていません。しなくてはいけないと改めて感じます。
396	90 過ぎの母宛てのアンケートでしたが、本人に代わり娘が記入いたしました。
410	申し訳ありませんが、墓、葬儀形式について考える意欲がありません。生きることに精一杯です。
421	30 代の時に住まいから見える高台に素晴らしい霊園が売り出され決めました。まさか伊東市に永住し、又免許証の返納する時が来るとは思っておりませんでした。お墓参りがこんなに大変とは思っておりませんでした。
428	海に散骨、樹木葬等色々あると思いますが、それぞれの考えで良いと思います。
429	全て子供に任せてあります。
439	人口減少につき、お墓を承継する人がいなくなる。なるべく形のないものにしておく必要があります。
454	自分事ですが、現在 4 か所の墓参りをしています。自分の親の墓と他県に住んでいる親戚の墓 2 か所は他県に住み葬儀の後 1 度も来ません。あと一か所は身内は誰もいません。そして私はというと身内は 1 人もいないので、お寺さんの永代供養墓に親の墓を片付け、自分と一緒に入れてもらおうと考えています。
456	火葬をした後に、遺骨を小さく固形化する技術開発を希望します。それにマイナンバーやなまえや生年月日などの情報を刻印して欲しい。
463	生きている舞台で活動してそれぞれの人生模様、各人間の考え方で生涯が終わる時、力ない人間は身内の考えで処理されると思いますが、自分の入るお墓が決まっている人はそれぞれの宗派によっていると思います。

今後の天城霊園についてのご意見	
	交通が不便 …  園内設備関係 …  合葬墓希望 …  獣害関係 …  5B 区画関係 …  永代供養希望 …  市への意見 …  その他 … 
通し番号	回 答
1	現在は自分の車で行くことが出来ますが、送迎バスの回数が欲しいです。
5	交通手段についてですが、週一回、又は二週間に一回くらいでも伊豆高原駅よりバスが出るといいと思います。まだ自家用車で行きますが、運転できなくなった際を考えます。また、遠方よりお参りに来る方が、交通手段がないので、考えて頂けたらと思います。
37	今現在は特にありません。自分が年を重ねるにつれ、月二回以上は行っていますが、車の運転が出来なくなるので出来れば小型で良いのでバスを増やして欲しいです。
62	免許返納したためこれから先バスでなくタクシー等の補助があると助かりますが…。
72	自分で運転しなくなった時に、墓地に行くことの出来る手段をもう少し考えて欲しい。
73	有料でもいいので、バスの回数をもっと増やして頂ければありがたいです。
74	交通の便が悪い。
85	老人になり墓参りしたくても場所が遠いのが欠点。子供たちに車で連れもらうにも迷惑をかけてしまう。冬は雪が降り、バスも年に二回では少なすぎる。
101	少し遠すぎかな。管理料をもう少し安くしてほしい。
102	お正月頃から寒くなり雪が降るといけなくなってしまうのが少し残念です。
103	交通の便が悪い。お彼岸や盆にバスが出ていますが、伊豆高原駅まで歩いて 40 分くらいかかり、自家用車が無ければ行き来が出来ない。現在車で毎月お参り行っています。
106	年に数回言ったが自家用車を売ったので今は行くことが出来ない。
113	環境もいいし現在はこのままで出来るまで。交通の便がもう少しよければと思います。
128	交通手段を考えてもらいたいです。園内は何時も整備されていて、感謝しております。

10	家族と一緒にお参りに行って、ゆっくりお弁当でも持って行ったりできる場所があるといいかな？と思います。もう少し公園の様なものが整備されるといいと思います。
31	高齢になり、つえをついて歩くので、芝はとても歩きにくく、この先車椅子でお参りに行きたくとも、芝では無理です。通路に舗装部分があればと思います。また、階段が急でスロープがあればと思います。若い時には気にもなりませんでした。ここ数年行くたびに歩けなくなり、ため息が出ます。後、永代供養の制度も考えて欲しいです。
35	広い空き地があって芝生が生えている緑いっぱいの所があれば宜しいかと。色々な木があって木の下で人生を故人と振り返るのも。
39	標高が高い為か？桜の木が育たないのでしょうか？米桜の苗木でもよいので植えてください。9B の道路沿いに幼木を植えていたようですが、毎年少しずつ増やして欲しいです。お花見できれば参拝者も増えると思います。
49	生花の処分。地面のひび割れの修理。草刈。
51	いつ行っても清掃員の方がきれいにしてくださっている事に感謝しています。芝生墓所ですが、墓石の近くは石を傷つける恐れがあるわけですが、少し手を加えて頂けると嬉しいです。
82	各区画ごとに駐車スペースと水道が必要です。特に雨の日は近くないと困ります。高い場所にあるので雨、雪に会う事があります。
110	上の方の駐車場を整備して欲しい。
14	先祖があって今の自分の生命が与えられていた。なのに外国人が日本人を介護して、死後墓じまい。永代供養。墓守とか先祖の供養の薄れた今、社会が悪いのか政治が悪いのか、今後樹木葬型あるいは合葬型が望ましいかと思っています。
32	早めに合葬型を作って欲しいと思います。
46	これから少子高齢化の影響で墓じまいを考える人が確実に増えると思うので、合葬型の墓をもう少し交通の便の良いところに低価格で用意して欲しい。
50	現在、後継者もなく、将来は墓じまいをしなければならない状況にあります。つきましては、早いうちに合葬型埋蔵施設や樹木葬型埋蔵施設の整備を進めて頂けることを切に希望いたします。
59	天城霊園の中で合葬型や樹木葬に移行できるようになってほしい（管理する人がいなくなった後）
88	今後承継する者がいなくなることを考え、合同、共同墓地が必要と思う。私の考え、お骨は自然、土に還る方が良い。人口が減るのに墓石だらけになる。
116	天城霊園が出来て何年でしょうか。霊園内に合葬のお墓が出来ればいいなあとずっと思っていました。将来的にも安心だし、多くの人にお参りしてもらえてよいと思っています。

	ます。自然も守れると思います。
129	近年、急激な人口減少により、各地で放置墓石が問題になり、墓地が荒れてきているとのこと。50年、100年後を考えた時、樹木葬であれば永久に伊東市民の憩いの美しい花木の森となり、合葬型、納骨壇型も建築デザインにより、格式の高い素晴らしい霊園になる事でしょう。
18	生花をお供えできるように猪退治してください。
108	手入れが行き届いていて感謝している。鹿などのために生花などおけないのが残念。ささげた後、自宅に持ち帰る。
109	いつもきれいにして頂きありがとうございます。お花をあげ、次の日に行くとないのですが動物か風によるものなののでしょうか？
119	鹿などの動物の対策もお願いしたい。
13	5Bのお墓を使用させて頂いてますが、足が悪く、車が近くまで行くことが出来ず困ってます。駐車場が無く、とても不便です。改善して欲しいです。
34	5Bに入るところにある石を撤去して欲しい。足が不自由な人が歩いていくのに大変です。
64	霊園に行くまでの池からの坂道の舗装工事。下っていく墓地から3~4km辺りがいつも気になる。工事した後はまだいいが、半年もするとまた凸凹。道にはみ出た木々。走りにくい。霊園の中はそれぞれのブロック脇に駐車場。足の悪い人や老人は大変。スロープもない。5Bのお墓の人は大変。使用料払い込み、コンビニ払い希望。雪の情報は早めをお願いしたいです。情報が出ていなかったなので、行ったら通行止め。
15	改葬を考えているものです。生前主人が、天城霊園の環境が気に入り購入しました。他の寺等への改葬は考えられません。切に霊園に永代供養塔を設置して頂きたい！最初から永代供養塔に入るのではなく、現在使用しているものが改葬しなければならない場合のみ利用することが出来るのであれば、他の寺院との問題もないと思うのですが？
16	永代供養が出来るようにして欲しいです。
20	いつもきれいにお掃除をしてくださっていてありがたいです。枯れ花を片付け下さっていてありがたいと思っています。芝のお手入れをなさっている方にお会いできて心より御礼を申し上げられうれしかったです。月例日には、出来るだけこれからもお参りしたいと思っています。
58	高齢で一人暮らしのため、管理料を払いに行くのが大変。コミュニティまで行けない歩けない。振り込みや他の方法は有りませんか…（コンビニとか）

67	使用料の支払いはコンビニエンスストアでも可能にして欲しい。
71	いつもきれいに管理されており勤務する担当者の方の仕事ぶりに感謝しています。今回新たに樹木の苗を植えられているが、鹿等の食害で枯れているものが目に付く。費用をかけているのであれば、無駄に経費を使わぬよう配慮して植えるべきと思う。机上の思い付きで税金を使わぬよう心掛けるべきである。
87	アンケートの回答期限が8月22日までになっているにもかかわらず、催促のハガキが15日に届きました。期限までには出すつもりでいたのにこういうハガキを出すのは無駄でなおかつ失礼だと思います。
89	お正月は他県より兄弟等が来ますので開けて欲しい。正月の鎖は必要ないと思う。
92	夏は18:00までやっている则便利。お盆休みが無いので…。
96	今後、継承者がいなくなる方が増えてくると思います。その時の整備をおこなっていただきたい。
125	冬に納骨できないと聞いていますが、何とかありませんか？
132	平日の朝や夜に墓参りに行けるようにして欲しいです(時間外)。仕事前や仕事後に行けたら良いと思います。管理上、24時間365日解放できないのは分かっていますが、朝六時～夜七時などにしてもらえれば良いのですが、街灯の整備などの必要があるので、無理ですかね？
135	時間外でもお参りできるようにして欲しい。(出社前や夏場涼しい早朝にお参りしたいので)もしくは、お彼岸やお盆のみでも構いません。
137	利用料未納の対策。
3	多くの人は寺院とのかかわりが煩わしくて、霊園を選ぶが年忌等はやって遣りたいと考えていると思います。霊園で各宗派の僧侶を呼び行うことが出来ればと思います。
6	ペットも家族なので一緒に入れたらと思います。
24	まだ使用していないので良く分からないが、今の現状でいいのでは？
29	不満はありません。
36	今の内容で良い。
42	とてもいいと思います。

55	広大な所、管理頂きありがとうございます。
63	取得費用、管理料が低価格なので、墓石なども安いものでも良いと思っています。
66	家よりちっと遠い感じがありますが、霊園につくととても気持ちがすっきりし、海が見え心が洗われるようです。主人もなくなって 8 年になり、娘と孫と 3 人で行きます。時々天気が悪く、風の強い時もありますが、私としては一番良かったと思っています。いつ行っても綺麗にして頂きありがとうございます。
77	天城霊園にまだお墓が建っておりません。
80	大変よく管理されていて感謝しています。今後も、管理は宜しくお願い致します。
91	とくにはありません。いつもきれいにして頂いてありがたいです。
112	長生きするつもりが無くて、求めておりましたがどうすべきか考慮しています。今持っている物を手放したいと考えています。
126	今のままで十分満足しています。
133	息子が二人いるけど、子供がいらないから後どうするか？

「墓地に関する市民アンケート調査」ご協力のお願い

日頃から市政について、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今回お送りさせていただきましたアンケートは、市民の皆さまから広く墓地に関するお考えやご意見をお聞きし、将来の市内の墓地需要や、これからの「お墓」のあり方を考えてゆくための基礎資料として活用させていただくものです。

お伺いした内容はプライバシーに配慮し、統計的に処理しますので、個人名が出たり、あなたのお考えやご意見が特定されたりすることは一切ございませんので、率直なご意見をいただきたく、お願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査票にご記入いただきますよう、ご協力をお願いします。

令和元年8月

伊東市長 小野 達也

お問い合わせ先

この度のアンケートは、市民の皆さまのご希望が正確につかめるよう、墓地に関する専門組織である公益社団法人全日本墓園協会に業務を委託し作成しました。このアンケートについてのお問い合わせは、次の担当までご連絡ください。

伊東市役所 市民課 市民生活係（市民サービスセンター） 担当：課長補佐 佐々木
電話 36-0111（代表） 又は 52-3002（直通）

◆ アンケート調査の対象について

現在の住民基本台帳をもとに、50歳以上の方の中から無作為に抽出した1,000人の方を対象に、実施します。

◆ 調査回答書類の取扱いについて

- ・調査は無記名で、集計は統計的に処理します。
- ・集計した調査結果は、市ホームページなどで公表する予定です。
- ・ご記入いただいた内容は、本調査の目的以外には一切使用しません。

【ご記入にあたって】

- 1 この調査票は「封筒の宛て名の方」が記入してください。（ご事情により、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方が記入してください。）
- 2 各設問について、最も適当と思われる番号に○印をつけてください。設問によっては複数の回答が必要な場合がありますので、ご注意ください。また、「その他」などの項目を選択された場合は、後の（ ）内に具体的事項のご記入をお願いします。

◆ 調査票の回収

ご記入いただいた調査票は、8月22日（木）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函してください。

はじめに、あなたご自身のことについて伺います。

問1 (1) から (6) の項目について、あてはまるものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

(1) 年代	1. 50代	2. 60代	3. 70代以上		
(2) (兄弟・姉妹の中での) 続柄	1. 長男	2. 長男以外	3. 長女	4. 長女以外	
(3)お墓の承継	1. お墓を承継している、承継する立場にある 2. お墓を承継する立場にない 3. わからない				4. その他（ ）
(4)現在のお住まい	1. 宇佐美		2. 湯川・松原・玖須美・新井・岡・鎌田		
	3. 川奈・吉田		4. 荻・十足		
	5. 富戸・八幡野・池・赤沢		6. その他・わからない		
(5)市内居住年数	1. 5年未満		2. 5年以上10年未満		
	3. 10年以上20年未満		4. 20年以上		
(6)定住意向	1. 市内に住み続けたい		2. 市外へ転出する予定がある		
	3. 将来的には市外に移りたい		4. わからない		

ここからはお墓のことなどについて伺います。

問2 あなたの世帯ではお墓をお持ちですか。(○は1つだけ)

1. 伊東市内にお墓を所有している } 問3～問5へ
 2. 伊東市外にお墓を所有している }
 3. 所有していない → 問6へ

問3 問2で「所有している(1または2)」とお答えした方にお伺いします。

お持ちのお墓は、次のうちどれにあたりますか。(○は1つだけ)

1. 公営墓地(市町村等が設置した墓地) 2. 寺院墓地(寺、教会などの敷地内にある墓地)
 3. 霊園墓地(公営以外の公園形式の墓地) 4. 共同墓地(地域にある共同墓地)
 5. 個人墓地(個人の所有地) 6. わからない

問4-1 問2で「所有している(1または2)」とお答えした方にお伺いします。

あなたは年に何回お墓参りしますか。(○は1つだけ)

1. 1回 2. 2回
 3. 3回 4. 4回
 5. 5回以上 6. 数年に1度程度(何年に1度か?)

問4-2 問2で「所有している（1または2）」とお答えした方にお伺いします。
その際の交通手段・機関はどういったものですか。（複数回答・組合せ回答可）

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自家用車 |
| 3. タクシー | 4. 公共交通機関（電車・バス 等） |
| 5. その他（具体的に | ） |

問5 問2で「所有している（1または2）」とお答えした方にお伺いします。
あなたの世帯のお墓には承継者がいますか。（○は1つだけ）

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 承継者がいる（心配はない） | 2. 承継者はいるが負担をかけたくない |
| 3. 承継者はいない | 4. わからない |

問6 全ての方にお伺いします。
あなたの世帯ではお墓を取得する必要がありますか。（○は1つだけ）

- | | |
|------------|-------|
| 1. はい | → 問7へ |
| 2. いいえ | } 問8へ |
| 3. どちらでもない | |

問7-1 問6で「はい」とお答えした方にお伺いします。
お墓の取得が必要な理由は何ですか。（○は1つだけ）

1. 埋葬（埋蔵）していない遺骨がある
2. 遺骨はないが、将来のために用意したい
3. 現在所有している墓地进行、別のところへ移したい（「改葬」又は「墓じまい」）
4. その他（ ）

問7-2 いつごろ取得を予定していますか。（○は1つだけ）

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 2年以内には取得したい | 2. 5年以内には取得したい |
| 3. 10年以内には取得したい | 4. 20年以内には取得したい |
| 5. 時期は決めていないが将来取得したい | |

問8 ここからは全ての方にお伺いします。
あなたがお墓に入るときにはどのような人と一緒に入りたいと思いますか。
選択肢の中から、優先する順に3つまで選んで、番号を記入してください。

- | | | | |
|--------|-----------|-------------|---------|
| 1. 配偶者 | 2. 身近な家族 | 3. 先祖 | 4. 自身のみ |
| 5. 友人 | 6. こだわらない | 7. その他（具体的に | ） |

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問9-1 あなたがお墓を選ぶ際に考慮する（考慮した）点はどういったものですか。
選択肢の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 取得に要する費用（価格） | 2. 管理料などの維持に要する費用（価格） |
| 3. 墓地・霊園内の環境 | 4. 墓地・霊園周囲の環境（立地条件） |
| 5. 自宅からの距離（交通の便） | 6. その他（ ） |

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問9-2 あなたがもしも市内のお墓を購入する場合、自宅から車（あるいはタクシー）で何分以内であれば購入しますか。（○は1つだけ）

- | | | |
|----------|------------|-----------|
| 1. 15分未満 | 2. 30分未満 | 3. 60分未満 |
| 4. 60分以上 | 5. 特に考慮しない | 6. その他（ ） |

問10 もしもいま、あなたがお墓を取得するとしたら、どのようなところを最も希望しますか。（○は1つだけ）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 公営墓地（市町村等が設置した墓地） | 2. 寺院墓地（寺、教会などの敷地内にある墓地） |
| 3. 霊園墓地（公営以外の公園形式の墓地） | 4. 共同墓地（地域にある共同墓地） |
| 5. 個人墓地（個人の所有地） | |

問11-1 伊東市の「天城霊園」という市営墓地について伺います。
天城霊園をご存知ですか。（○は1つだけ）

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1. 場所も詳細も知っている | 2. 場所は知っているが、詳細は知らない |
| 3. 名前のみ聞いたことがある | 4. 知らない |

問11-2 現在、天城霊園の墓地を取得するのに、市民の方は当初に使用料として43万円、年間維持費として管理料約6千円がかかります（墓石の代金は別）。あなたがお墓を取得する場合、この「天城霊園」を検討しますか。（○は1つだけ）

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 検討する | 2. 検討しない |
| 3. そもそもお墓の取得は考えていない | 4. わからない |

1又は2と答えた具体的な理由

問12-1 もしもいま、あなたがお墓を取得するとしたら、具体的にどのような形態を選びますか。
別紙「さまざまなお墓」の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問12-2 あなたに承継者がいないなどのやむを得ない事情があると仮定した場合に、あなたが利用したいと思うものはどれですか。別紙「さまざまなお墓」の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問12-3 今後、市はどのようなお墓を整備していくべきだとお考えですか。
別紙「さまざまなお墓」の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問12-4 「市」以外の民間では、今後どのようなお墓を整備していくべきだとお考えですか。
別紙「さまざまなお墓」の中から、優先する順に3つまで選んで番号をご記入ください。

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問13 昨今、樹木葬や合同式墓地などの新しい葬式や墓地の形が現れています。
それらについて関心がありますか。（○は1つだけ）

1. 関心がある 2. 少し関心がある 3. どちらでもない
4. あまり関心が無い 5. 関心が無い

問14 あなたはご自分の「お墓」に何を入れたいですか（複数回答可）

1. 生前、身に着けていたもの（腕時計、眼鏡、装飾品など）
（具体的に ）
2. 生前、いつも手にしていたもの。身近にあったもの（人形、玩具など）
（具体的に ）
3. 趣味に関係するもの（ゴルフボール、パイプ、絵画道具など）
（具体的に ）
4. ペットのご遺骨
5. その他
（具体的に ）
6. 特になし

今後のお墨のあり方などについて、ご意見ご希望がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

《別紙》 さまざまなお墓

※霊園に関する市民アンケート調査の「問12」の回答にご利用ください。

※参考価格は目安です。お墓の形態によっては、お墓を建てるための費用が別途かかる場合があります。

1・「合葬型」 埋蔵施設

個人や家単位でのお墓ではなく、多数の方が隔てなく納骨され、共同で祀られるお墓です。

(参考価格:20~50万円)



2・「樹木葬型」 埋蔵施設

シンボルツリーや花、芝生の下に納骨されるお墓の形状です。自然環境を生かしたものになっています。

(参考価格:30~50万円)



3・「芝生・洋型」 埋蔵施設

芝生の上に建つ洋型のお墓の形状です。

(参考価格:100万円前後)



4・「納骨壇型」 埋蔵施設

ロッカー式や自動搬送式の納骨壇に遺骨を収蔵するもの。寺院などが設置しているものでは、仏壇型になっているものもあります。

(参考価格:100~150万円)



5・「和型」 埋蔵施設

伝統的な縦長の形状で、全て石でできたお墓です。周囲も石材で囲み、基本的な形状は揃っています。

(参考価格:150~200万円)



「天城霊園に関する市民アンケート調査」ご協力のお願い

日頃から市政について、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今回お送りさせていただきましたアンケートは、市営天城霊園を使用しておられる市民の皆さまから墓地に関するお考えやご意見をお聞きし、将来の市内の墓地需要や、これからの「お墓」のあり方を考えてゆくための基礎資料として活用させていただくものです。

お伺いした内容はプライバシーに配慮し、統計的に処理しますので、個人名が出たり、あなたのお考えやご意見が特定されたりすることは一切ございませんので、率直なご意見をいただきたく、お願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査票にご記入くださいますよう、ご協力をお願いします。

令和元年8月

伊東市長 小野 達也

お問い合わせ先

この度のアンケートは、市民の皆さまのご希望が正確につかめるよう、墓地に関する専門組織である公益社団法人全日本墓園協会に業務を委託し作成しました。このアンケートについてのお問い合わせは、次の担当までご連絡ください。

伊東市役所 市民課 市民生活係（市民サービスセンター） 担当：課長補佐 佐々木
電話 36-0111（代表） 又は 52-3002（直通）

◆ アンケート調査の対象について

現在の市営天城霊園の使用者名簿の中から、無作為に抽出した200人の方を対象に、実施します。

◆ 調査回答書類の取扱いについて

- ・調査は無記名で、集計は統計的に処理します。
- ・集計した調査結果は、市ホームページなどで公表する予定です。
- ・ご記入いただいた内容は、本調査の目的以外には一切使用しません。

【ご記入にあたって】

1. この調査票は「封筒の宛て名の方」が記入してください。（ご事情により、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方が記入してください。）
2. 各設問について、最も適当と思われる番号に○印をつけてください。設問によっては複数の回答が必要な場合がありますので、ご注意ください。また、「その他」などの項目を選択された場合は、後の（ ）内に具体的事項のご記入もお願いします。

◆ 調査票の回収

ご記入いただいた調査票は、8月22日（木）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函してください。

はじめに、あなたご自身のことについて伺います。

問1 (1) から (5) の項目について、当てはまるものを1つ選んで番号に○印をつけてください。

(1) 年代	1. 20代 4. 50代	2. 30代 5. 60代	3. 40代 6. 70代以上
(2) (兄弟・姉妹の中での) 続柄	1. 長男 3. 長女	2. 長男以外 4. 長女以外	
(3) 現在のお住まい	1. 宇佐美 3. 川奈・吉田 5. 富戸・八幡野・池・赤沢	2. 湯川・松原・玖須美・新井・岡・鎌田 4. 荻・十足 6. その他・わからない	
(4) 市内居住年数	1. 5年未満 3. 10年以上20年未満	2. 5年以上10年未満 4. 20年以上	
(5) 定住意向	1. 市内に住み続けたい 3. 将来的には市外に移りたい	2. 市外へ転出する予定がある 4. わからない	

ここからはお墓のことなどについて伺います。

問2 あなたは天城霊園に年に何回お墓参りしますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------|---------------------|
| 1. 1回 | 2. 2回 |
| 3. 3回 | 4. 4回 |
| 5. 5回以上 | 6. 数年に1回程度(何年に1回か?) |

問3 その際の交通手段・機関はどういったものですか(複数回答・組合せ回答可)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 自家用車 | 2. タクシー |
| 3. 無料送迎バス | 4. 公共交通機関(電車など) |
| 5. その他(具体的に) | |

問4 およそ何人で来ますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------|-------|
| 1. 1人 | 2. 2人 |
| 3. 3人 | 4. 4人 |
| 5. 5人以上 | |

問5 滞在時間はどれくらいですか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------|----------|
| 1. 20分 | 2. 40分 |
| 3. 1時間 | 4. 1時間以上 |

問6-1 いわゆる「墓じまい」についてお尋ねします。こうした言葉を聞いたことがありますか。
※墓じまいとは、現在の霊園、墓地から、他の場所の霊園、墓地にお墓を移したり、あるいは合葬墓へ移すなどのことです。

1. 聞いたことがない
2. 聞いたことがある ⇒
 - ①. 自分のこととしては考えていない。
 - ②. 将来は考えている。
 - ③. 現在、考えている。実際に検討している。
 - ④. その他（具体的に ）

問6-2 前問 問6-1で2. 聞いたことがある⇒「②」「③」「④」とお答えした方にお尋ねします。
そのようにお考えになられた理由は何ですか。
選択肢の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

1. （お墓を）承継する者がいないから
2. （お墓を）承継する者はいるが、迷惑を掛けたくないから
3. 交通の便が悪いから
4. その他（具体的に ）

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問7-1 ここからは、天城霊園を使用されている方全員にお伺いします。
あなたがお墓を選ぶ際に考慮する（考慮した）点はどういったものですか？
選択肢の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 取得に要する費用（価格） | 2. 管理料などの維持に要する費用（価格） |
| 3. 園内環境 | 4. 立地環境 |
| 5. 自宅からの距離（交通の便） | 6. その他（ ） |

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問7-2 改葬（墓じまい）について考えてみたとき、どのようなところを最も希望しますか。
(○は1つだけ)

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 天城霊園から改葬（墓じまい）する予定はない | 2. 公営墓地（他の市町村が設置した墓地） |
| 3. 寺院墓地（寺、教会などの敷地内にある墓地） | 4. 霊園墓地（公営以外の公園形式の墓地） |
| 5. 共同墓地（地域にある共同墓地） | 6. 個人墓地（個人の所有地） |
| 7. わからない | |

問 7-3 前問 問 7-2 で「1. 天城墓園から改葬（墓じまい）する予定はない」以外の回答を選ばれた方にお聞きします。その場合、具体的にどのような形態のものを選びますか？
別紙「さまざまなお墓」の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問 7-4 あなたに承継者がいないなどのやむを得ない事情があると仮定した場合に、あなたが利用したいと思うものはどれですか。別紙「さまざまなお墓」の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問 7-5 今後、市はどのようなお墓を整備していくべきだとお考えですか。
別紙「さまざまなお墓」の中から、優先する順に番号をご記入ください（最多3つまで）。

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問 7-6 「市」以外の民間では、今後どのようなお墓を整備していくべきだとお考えですか。
別紙「さまざまなお墓」の中から、優先する順に3つまで選んで番号をご記入ください。

回答欄 第1位（ ） 第2位（ ） 第3位（ ）

問 8 あなたはご自分の「お墓」に何を入りたいですか（複数回答可）

1. 生前、身に付けていたもの（腕時計、眼鏡、装飾品など）
（具体的に ）
2. 生前、いつも手にしていたもの、身近にあったもの（人形、玩具など）
（具体的に ）
3. 趣味に関係するもの（ゴルフボール、パイプ、絵画道具など）
（具体的に ）
4. ペットのご遺骨
5. その他
（具体的に ）
6. 特になし

今後の天城墓園について、ご意見等がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

《別紙》 さまざまなお墓

※霊園に関する市民アンケート調査の「問7」の回答にご利用ください。

※参考価格は目安です。お墓の形態によっては、お墓を建てるための費用が別途かかる場合があります。

1・「合葬型」 埋蔵施設

個人や家単位でのお墓ではなく、多数の方が隔てなく納骨され、共同で祀られるお墓です。

(参考価格:20~50万円)



2・「樹木葬型」 埋蔵施設

シンボルツリーや花、芝生の下に納骨されるお墓の形状です。自然環境を生かしたものになっています。

(参考価格:30~50万円)



3・「芝生・洋型」 埋蔵施設

芝生の上に建つ洋型のお墓の形状です。

(参考価格:100万円前後)



4・「納骨壇型」 埋蔵施設

ロッカー式や自動搬送式の納骨壇に遺骨を収蔵するもの。寺院などが設置しているものでは、仏壇型になっているものもあります。

(参考価格:100~150万円)



5・「和型」 埋蔵施設

伝統的な縦長の形状で、全て石でできたお墓です。周囲も石材で囲み、基本的な形状は揃っています。

(参考価格:150~200万円)



1日普通墓所区画図

34

2B芝生墓所区画図

2B芝生墓所区画図

A 列										B 列									
1	2	3	5	6	7	8	10			1	2	3	5	6	7	8	10		
設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	43	設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	43
35	36	37	38	39	40	41				35	36	37	38	39	40	41			
設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨		設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	
11	12	13	14	15	16	17	18			11	12	13	14	15	16	17	18		
設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	52	設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	52
44	45	46	47	48	50	51				44	45	46	47	48	50	51			
設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨		設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	
19	20	21	22	23	24	25	26			19	20	21	22	23	24	25	26		
設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	80	設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	80
53	54	55	56	57	58	59				53	54	55	56	57	58	59			
設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨		設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	
27	28	29	30	31	32	33	34			27	28	29	30	31	32	33	34		
設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	88	設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	88
61	62	63	64	65	66	67				61	62	63	64	65	66	67			
設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨		設置	設置	納骨	設置	設置	設置	設置	設置	納骨	

通路

道路

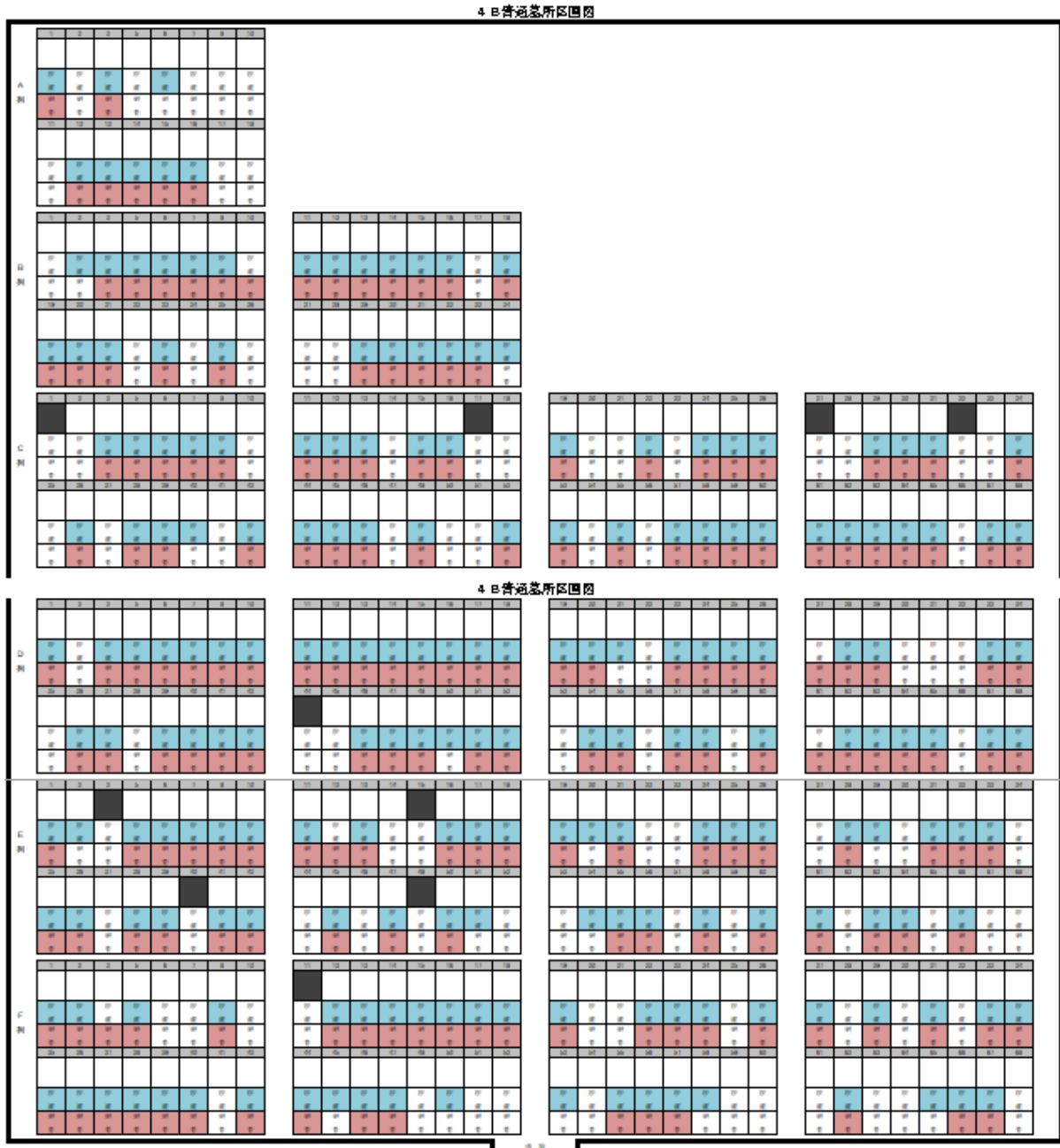
※：青 - 墓碑設置「のみ」。赤 - 納骨「済み」。

3 日 技 生 基 所 画 图

紹興

36

4B 普通墓所区画図



※：青 - 墓碑設置「のみ」。赤 - 納骨「済み」。

5 B 普通基所区画図

A 列	1	2	3	5	6	7	8
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
B 列	10	11	12	13	14	15	16
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
C 列	17	18	19	20	21	22	23
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
D 列	24	25	26	27	28	29	30
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
A 列	31	32	33	34	35	36	37
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
B 列	38	39	40	41	42	43	44
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
C 列	45	46	47	48	49	50	51
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
D 列	52	53	54	55	56	57	58
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
A 列	59	60	61	62	63	64	65
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
B 列	66	67	68	69	70	71	72
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
C 列	73	74	75	76	77	78	79
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※
D 列	80	81	82	83	84	85	86
	※	※	※	※	※	※	※
	※	※	※	※	※	※	※

※：青 - 墓碑設置「のみ」。赤 - 納骨「済み」。

6B芝生墓所区画図

6B芝生墓所区画図	A 列									
	39									
	38									
	37									
	36									
	35									
	34									
	33									
	32									
	31									
	30									
	B 列									
	39									
	38									
	37									
	36									
	35									
	34									
	33									
	32									
	31									
	30									
	C 列									
	39									
	38									
	37									
	36									
	35									
	34									
	33									
	32									
	31									
	30									
	D 列									
	39									
	38									
	37									
	36									
	35									
	34									
	33									
	32									
	31									
	30									
	E 列									
	39									
	38									
	37									
	36									
	35									
	34									
	33									
	32									
	31									
	30									
	A 列									
	29									
	28									
	27									
	26									
	25									
	24									
	23									
	22									
	21									
	20									
	B 列									
	29									
	28									
	27									
	26									
	25									
	24									
	23									
	22									
	21									
	20									
	C 列									
	29									
	28									
	27									
	26									
	25									
	24									
	23									
	22									
	21									
	20									
	D 列									
	29									
	28									
	27									
	26									
	25									
	24									
	23									
	22									
	21									
	20									
	E 列									
	29									
	28									
	27									
	26									
	25									
	24									
	23									
	22									
	21									
	20									
	A 列									
	19									
	18									
	17									
	16									
	15									
	14									
	13									
	12									
	11									
	10									
	B 列									
	19									
	18									
	17									
	16									
	15									
	14									
	13									
	12									
	11									
	10									
	A 列									
	9									
	8									
	7									
	6									
	5									
	4									
	3									
	2									
	1									
	B 列									
	9									
	8									
	7									
	6									
	5									
	4									
	3									
	2									
	1									

※：青 - 墓碑設置「のみ」。赤 - 納骨「済み」。

8 B 芝生墓所区画図

8日普通墓所区画図

The figure displays a detailed layout of an 8-day common grave area, organized into four main sections: A, B, C, and D. Each section is represented by a grid where columns are numbered 1 through 30, and rows are labeled with names (A, B, C, D). The cells within these grids are color-coded: light blue, light red, and white, which likely represent different types of graves or their current status. Numerical values are present in certain cells, possibly indicating the count of graves or specific identifiers. The layout is symmetrical and repetitive, suggesting a standardized arrangement of graves across the different sections.

※：青 - 墓碑設置「のみ」。赤 - 納骨「済み」。

9日校生基所区画図

※：青 - 墓碑設置「のみ」。赤 - 納骨「済み」。

V. 墓地の需要予測と計画

(公社) 全日本墓園協会

主任研究員 横 田 睦

1. 墳墓需要数算定の必要性

墳墓の需要数の推計というと「新たに墓地を計画する場合のみに限り、必要とされるに過ぎないものである」と、誤解されている。

墓理法の第10条及びこれに係わる通知(昭和50.4.1環企第100号等)でも明らかな通り、墓地・納骨堂等の経営許可にあたっては、一定の根拠に基づいた適切な判断が求められている。それは新規の場合は言うまでも無く、拡張に対する許可の際も、変わらない。そのためには最低限、その行政の担当者であれば管轄区域内における需要数を自らが把握しておく必要があろうし、出来得ることなら、近隣の地域における需要数についても併せて把握しておく必要があるであろう。

かつては都道府県知事が厚生省からの機関委任事務であった墓地・納骨堂の経営許可の権限も、近年は分権化の進展から団体委任事務になった。それにとどまらず、その権限を有する団体も、かつては都道府県知事に限られていたものが、今日では政令指定都市、中核市をはじめとする市町村にまで拡がっている。

そうした実質的な分権化がすすむ中で、地方分権改革推進委員会では、平成20年5月28日に「生活者の視点に立つ『地方政府の確立』」という第1次勧告の中で、墓理法に関しては、第10条「墓地等の経営等の許可」、第18条「職員の立入検査」、第19条「改善命令等」の事務については「市」まで委譲するという方針が示された。

そして、平成23年「地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第24条に拠り、墓理法の許可監督権限につき一部改正が行われ、「墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、許可の取消その他の監督権限を都道府県知事からすべての市の市長及び特別区の区長へ委譲すること。」が立法化された。

そのため、墓理法は改正されることとなったのである。たとえば、同法第2条5項は、「この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあっては市長又は区長、以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。」と改正され、また、同法10条の「墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」との規定も同様に改正され、墓地、納骨堂、火葬場（以下総称して「墓地等」という。）の経営許可及びその他の指導・監督権限がすべて市及び特別区に移譲されるようになった。平成24年4月には、地方分権の一環として、都道府県知事の有していた墓地の経営許可権限などが、市又は特別区にあっては市長又は区長の権限とされることになった。

厚生労働省では、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12.12.6生衛発第1764号）において、「墓地は、公共の利益との調整が必要な施設であり、広域的な需給バランスの確保が重要である。」と、その重要性について重ねて述べている。

最早、墳墓の需要数の推計は、ごく日常的に誰しもが求められる作業であると言える。

2. 日常における墓地埋葬行政の機能不全の顕在化

しかし、墓埋法が「市」が受け皿となることについての疑問は多い。たとえば我が国では、過去、繰り返し墓埋法の通知・通達では「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり」ということが繰り返し述べられてきた（「昭和12年12月17日付警保局警発甲第154通牒」「昭和21年9月3日付発警第85号」「昭和23年9月13日付厚生省発衛第9号」「昭和43年4月5日環衛第8058号」「昭和46年5月14日環衛第78号」「平成12年12月6日生衛発第1764号」等）。

にもかかわらず、現在でも三分の一をこえる「市」が公営墓地を有してしないことが明らかとなっている（「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」（平成26年度 厚生労働科学研究）による）。

果たして、分権化されることは公営墓地の整備を促すことにつながるのか。あるいはつながるようなスキームの裏付けがあるのか。そもそも、墓地埋葬行政が分権化に組み込み得るのか。さらに加えると、そうした「裏付け」「分権化の組み込み」が、実質的に有効性があるのか。こうした疑問に対し、行政は検証する様子は見られない。

たとえば、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号）では、「2 墓地経営の許可に関する指針」の「(2) 墓地経営主体—○いわゆる名義貸しが行われていないこと。」では「（都道府県における）宗教法人担当部局と連絡をとりながら、実際に当該宗教法人が墓地経営許可を行うことができるのかを十分に精査する必要がある」とされており、同「指針」では、他の箇所でも繰り返し「宗教法人所管部局と密接な連携を保ち精査すべき」と述べられている。

しかし、他方、宗教法人を所管する文化庁においては「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」として「（法人個別の照会については）宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあるため、情報提供できない。」（平成16年2月19日付15庁文第340号 文化庁次長通知）としており、齟齬をきたしているということがしばしば報告されている。

こうした事例は他にも指摘することが可能である。

たとえば、前述「墓地経営・管理の指針等について」においては「墓地計画標準」（昭和34年5月11日建設省発計第25号建設事務次官通知）に対する言及がなされ、現在においても「一定の参考となるもの」であるとされている。

しかし、墓地埋葬行政が「市」単位とされることになった以上、果たして、この「墓地計画標準」に見合った規模を有する墓地が「市」で許可し得るのかは大きな疑問が残る。たとえば、人口5万の市を想定すると、その場合に必要とされる墓地及びこれに類する施設数は100に満たない（ここで用いた推計手法は「大阪府方式」高橋理喜男—大阪府立大学 及び「樹系図方式」横田睦—東京工業大学などに拠る）。しかし、「墓地計画標準」では10万㎡以上、優に1～3万区画ものの規模の墓地が想定されている。近年では1ha未満、3000区画という規模の事業型墓地が多いが、その場合でも、人口25万以上、年間に必要とされる墓地及び、これに類する施設数は1000程のニーズがなければ、墓地

埋葬行政の実務者は許可を行うことは難しいであろう。

我が国には約 790 の市があるが、この人口 25 万以上の規模を有するのは僅か 91 市でしかない。残る 9 割近い「市」では、一体、どれほどの実現可能性があるのだろうか。

事実、上記「標準」については、既に現在、「地方六団体 地方分権推進本部」より、平成 12 年 5 月 1 日付 各都道府県地方分権担当部長(地方分権担当課・市町村担当課扱い)宛「『地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』の施行に係る通達の見直し等に関する調査結果について」による、「本通知－「墓地計画標準」－の性格が整理されないと計画策定に支障を来す」ものとして支障事例に挙げられているのである。

しかし、公営墓地もなく、あったとしてもほぼ満杯であり、さりとて民営の事業型墓地が適切に許可されず、既存の寺院境内墓地の拡張などしか許可されない現状が今後も続くようであれば、既存の寺院の檀信徒ではない住民、あるいはそうした関係を望まない住民は、新たに墓地（墳墓）を求めることが出来なくなることになる。つまり、そう遠くない将来において、墓埋法が目的とする「国民の宗教的感情」を実現、履行し得ない墓地行政がまかり通りかねないことが懸念されるのである。

ここで現実的な対応方法のひとつとして考えられるのは、まず、既存の個人墓地、共同墓地等について、一定規模を有するものなどに対して、その管理、運用に行政が積極的に関与し、そうした墓地内を整備や拡張をすることなどによって、実質的な公営墓地と機能させる方法。

あるいは、既存の寺院等、宗教法人がその敷地内に墓地を設ける、あるいは拡張する際、一定の割合で宗旨・宗派を問わず、当該法人に帰属せずとも墓地使用者となり得るものを設けることを許可条件とするということである（無論、こうした“指導”は宗教法人側からは自身の信教の自由を阻害するものとしての権利衝突が生じることは十分に予測されるが、近年の境内墓地と墓地使用者、使用権を巡る争いに係る判決では、前者、宗教法人側の宗教的自由、権利より、むしろ後者、墓地使用者、使用権に重きを置く傾向がみられる。「福岡高裁判昭和 59・6・18 判タ 535・218」「東京地判平 2・7・18 判タ 756・217」「東京高判平 8・10・30 判時 1586・76」「宇都宮地判平 24・2・15 判タ 1369・208」等）。

墓埋法の地方分権化については、概ね「市」等への移管が現実化するに至った現在、分権化された墓地埋葬行政が実質的に有効となる様に、「裏付け」「分権化に際しての組み込み」に関する対策を講じることが求められている。

具体的には、ある意味、分権化に抗う、分権化を乗り越えた広域行政化である。

今後、より適切な墓地埋葬行政となるよう、その見直しは常なるものとして求められていることは明らかであるといえよう。

3. これまで提案されてきた墳墓需要数算定の方法

これまで、提案されてきた様々な推計方法のうち、主だった方法について、概要と方法をまとめると以下の通りになる（ここでは墓地、霊園、墓所、墓石といった言葉が統一性なく用いられているが、各々の報告における言葉の使い方に準拠したためである）。

①：大阪府土木部『墓地現況調査報告書—大阪府北部地区』

大阪府立大学 高橋理喜男 講師（当時）らが行ったもの。関西の主だった幾つかの市における人口、公営墓地の造成状況及びこれに対する申し入れ状況を検討し、人口10,000人当たりの年間墳墓需要総数を20～30と設定する。これによって「人口増加に伴う新規墓所需要量」の推計を行い、さらに「市街地墓所の移転による墓所需要量」を付け加えている。

②：大阪府土木部『墓地現況調査報告書(2)—大阪府東部地区』

大阪府土木部が大阪府立大学 高橋理喜男 講師（当時）に委託してまとめられた「墓地現況調査報告書(2)—大阪府東部地区」において採用された方式。詳細については後述『大阪府方式』を参照のこと。

③：東京都公園緑地部『東京都における墓地需要量の推定』

改葬に伴う必要数の算定方式。東京都公園緑地部霊園課「東京都における墓地需要量の推定」において採用された方式。②の『大阪府方式』より得られる必要数は、火葬遺骨保持者のみの値であると考え、既存霊園の供給実績から、火葬遺骨保持者に対する改葬遺骨保持者の比率を設定することで、改葬に伴う必要数を推計し、総必要墳墓数を推定するものである。

④：西武鉄道株『霊園調査報告書（PAPK AND CEMETERY）』

千葉大学 田畑貞寿 教授（当時）と、TAM地域環境研究所の合同研究により開発された集計方法。一般にPAC方式と呼ばれている。

東京都内を中心に20歳以上の男女及び既に墳墓を有する男女を対象としたアンケート調査を実施、このうち「墓地所有者」「墓地購入率」を居住年数と世帯主年齢の関数とみて、これを統計学的に処理し、世帯主年齢階層別係数を算出する。更に国勢調査の入居時期別人口から算出した年齢階層別居住年数を基礎に世帯主年齢階層別世帯数を推定するものである。

⑤：都市計画協会『公営墓地需要方式』

東京都公園緑地部から委託を受けた都市計画協会がまとめた推計方法。

⑥：大阪市衛生部『泉南メモリアルパーク基本計画』

大阪市が泉南メモリアルパークを計画するにあたって採用した算定方法。人口・世帯の動態、既設墓地への申し込み状況、公営墓地の依存度より算定を試たものである。

⑦：財団法人日本墓園協会（現、(公社)全日本墓園協会、以下同じ）『墓地需要の算定の開発に関する研究』

昭和53年度厚生科学研究「墓地需要の算定方式の開発に関する研究」において用いられた方式。東京教育大学 森岡清美 名誉教授（当時）により提案された。後述『森岡方式』を参照のこと。

⑧；社団法人日本墓園協会『墓所の需要算定と需要予測（参考）』

社団法人日本墓園協会が全国需要数の推計を行う際に用いた方式。

大阪府方式を基本として、地域性を加味し、係数値の再設定を行って推計した。具体的には、定着志向係数は地方は5～10%高く、東京都では10～15%低めに見積もる。また、墳墓需要率は地方は10～15%低め、東京都では10%程度高めに見積り、傍系世帯率は地方では5～10%低く、東京都では10%高めに見積もることで推計を行う。

⑨；株式会社社会工学システム研究所『住民意識からの墓地需要予測』

住民意識を考慮した予測モデルである。

通常、墳墓が必要とされるのは、傍系世帯によるものが一般的であるが、直系世帯でも改葬等により必要とする状況も考えられる。また、傍系世帯であっても既に墳墓を有している場合も当然考えられるが、こうした傍系世帯は単に墓所・墓石を所有しているに過ぎないと考え、ここでは現時点での墳墓の使用者としての必要墳墓数には含めない。実際には死亡者が発生することで、墓所の所有者から実際の需要に転じて行くとし、ここでは30年間で漸減するものとしている。

⑩；東京工業大学・青木研究室『樹系図方式』

東京工業大学、建築学科青木研究室で研究された方法。大阪府方式と森岡方式、各々で得られる値の差が著しいことに着目し、アンケートに対する回答の組み合わせから墳墓取得に至る状況について細密な検討を行った。

この他にも様々な推計方法の提案、また推計結果をまとめた報告書を数えることができるが、紙幅の都合で割愛する。

具体的な墓地計画にあたっては、前述問題点を考慮した、より慎重な作業と算定結果の評価を行わねばならないことは当然である。しかも、それらは各々の計画の実情に即して、詳しく検討されるべきものであって、ここで一括して述べることはできない。

既に述べたが、厚生労働省では、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12.12.6生衛発第1764号）において、「墓地は、公共の利益との調整が必要な施設であり、広域的な需給バランスの確保が重要である。」と、その重要性について重ねて述べている。

最早、墳墓の需要数の推計は、ごく日常的に誰しもが求められる作業であると言える。

従ってここでは、①「日常の業務の中で墓地にかかわる実務担当者が、大掛かりな調査等を行う手間を省き、ごく基礎的なデータのみから、墳墓の需要数の“目安”の値を把握できるようになること」あるいは②「他者が行った需要の算定を理解し、その妥当性について、ある程度の判断が下せるようになること」を目的としている。

なお、ここでは大阪府方式と森岡方式を採用した。

以下にこの2方式を併用して採用したことの理由を述べる。

これまでの国勢調査に基づいた必要数の推計では、森岡方式による推計値は大阪府方式による推計値の2～3倍の値になるのが通例であった。

何故なら、大阪府方式で求める必要数の推計値は「死亡者」が発生することを前提としたものであり、森岡方式で求める必要数の推計値は「世帯数が増加すると、その増加した世帯は“墳墓”などの焼骨をおさめる施設を必要とする」という考えに前提に立ったという考え方、つまりは増加した世帯は、すべて当該市に住み続けるという“考え”に起因したものである。

しかし、必要数の推計は、将来の何れかの年の国勢調査を元にした推計以降になると、森岡方式による推計値が大阪府方式による推計値と変わらぬ、ほぼ同じ値になり、やがてはこれらが逆転するという状況が現れるようになる。

これは、一般的に人口や世帯の減少、世帯員数の少数化・収縮化という家族形態の変化が、推計値に顕在化したものであると捉えることが出来る。

4. 算定方式の実際

4-1：大阪府方式

大阪府方式は、前述のように大阪府土木部が、大阪府立大学 高橋理喜男講師（当時）に委託した「墓地現況調査報告書(2)－大阪府東部地区」で採用されたものである。

需要量算定は、現在の居住地域への定住性（定着志向係数）を基準とし、墳墓の所有状況と将来の墳墓等の取得意志（墳墓需要率^{※1}）、さらに核家族化の進展と1家族が1墓所を必要とするという考え方を考慮して、分家してゆく割合（傍系世帯率^{※2}）を用いた手法である。

※1 「(墳) 墓地取得希望率」「(墳) 墓地取得志向数」などと呼称されることもある。

※2 アンケートの結果、「あなたはお墓を守る立場にありますか」という質問に「いいえ」と回答した割合、出生順位別出生率を用いている場合もある。

具体的には

- ① 計画地、供給対象地に居住する世帯に意識調査を実施。
- ② (アンケートの回答等による) 定住意志の有無、過去の定着時期から、定着志向係数を算出。
- ③ また、墳墓購入希望の有無から墳墓需要率を算出。
- ④ 傍系世帯率(上記^{※2})を推算。
- ⑤ 墳墓需要率と傍系世帯率によるものと2つの式から需要を予測。

$$Q_{ip} = H_i \times S \times P \times m_i \quad \dots\dots\dots \text{第1式}$$

$$Q_{ir} = H_i \times S \times R \times m_i \quad \dots\dots\dots \text{第2式}$$

$$Q_i = (Q_{ip} + Q_{ir}) / 2 \quad \dots\dots\dots \text{第3式}$$

〔 Q_i ； i 年における墳墓需要数〕〔 H_i ； i 年における世帯数〕

〔 S ；定着志向係数〕〔 P ；墳墓需要率〕〔 R ；傍系世帯率〕

〔 m_i ； i 年における死亡発生世帯率〕

但し、1世帯で1年間に2人以上の死亡者が出ることはないものとして、 i 年の死亡者数を Y_i とすると、 $m_i = Y_i / H_i$ となることから

$$Q_{ip} = H_i \times S \times P \times Y_i / H_i \quad \dots\dots\dots \text{第1式}$$

$$Q_{ir} = H_i \times S \times R \times Y_i / H_i \quad \dots\dots\dots \text{第2式}$$

となって、 H_i は消去される。

これを第3式に代入し、

$$Q_i = S \times Y_i \times (P + R) / 2$$

通常の算定では、定着志向係数、墳墓需要率はアンケートによって定められるべき値である。しかし、ここでは取り敢えず既往報告書で得られた値を援用することとする。

最近、まとめられた主な報告書と、その係数値は以下の通りである。

既往算定と本算定使用の係数値比較

[参考] 大阪府土木部	「墓地現況調査報告書」(大阪府東部地区)	(昭和40年)
①：新潟市	「墓地に関する市民意識調査」	(平成24年)
②：さいたま市生活衛生課	「さいたま市墓地に関する市民意識調査」	(平成26年)
③：廿日市市環境産業部	「廿日市市民墓地意識調査」	(平成26年)
④：富田林市衛生課	「富田林市民の墓地に関するアンケート調査」	(平成27年)
⑤：「京都府京田辺市民の墓地に関する意識調査」		(平成27年)
⑥：「栃木県下野市の墓地に関するアンケート調査」		(平成27年)
⑦：「兵庫県三田市の墓地に関するアンケート調査」		(平成28年)
⑧：「岐阜県各務原市の墓地に関するアンケート調査」		(平成28年)
⑨：「群馬県前橋市の墓地に関するアンケート調査」		(平成29年)
⑩：「静岡県I市の墓地に関するアンケート調査」		(令和元年)

	[参考]	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
定着志向係数	70.9	88.6	62.0	73.3	67.6	79.0	—	64.2	81.3	78.5	75.3
傍系世帯率	32.8	19.9	22.5	21.0	12.3	33.0	24.9	28.0	31.7	21.4	33.0
墳墓需要率	28.9	23.7	36.7	27.0	35.4	31.0	12.0	15.6	16.8	14.2	18.1

※ 上記各数値はいずれも％。

さて、以上の報告書の値から、ここでは定着志向係数（S）は70％、墳墓需要率（P）は30％、傍系世帯率（R）は40％になると仮定してみる。

あとはその年の死亡者数（ Y_i ）さえ分かれば、その年の年間墳墓需要数を求めることが出来るわけである。

以下に、算定の対象として、地方自治法第8条の定める「市」の要件のひとつが「人口5万以上を有すること」とあるので、人口5万程度の“A市”を事例として考える。A市における基礎的統計指標は以下の通りとする。

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	平均
人口総数（単位100人）	534	528	501	564	549	535
世帯総数（単位100世帯）	178	172	160	181	179	174
世帯員数（人/世帯）	3.00	3.07	3.13	3.12	3.07	3.07
死亡率（％）	0.46	0.44	0.49	0.48	0.48	0.47
死亡者総数	246	232	245	271	264	251

※ 小数点以下の端数の取り扱いで、値が異なる場合もある。

ここでA市における死亡者数については、次のような値が得られている。

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	平 均
死亡者数	246	232	245	271	264	251

ここでは平均をとって、年間の死亡者数（ Y_i ）は 251 人と考えることとする。このとき、求めるべき墳墓需要数（ Q_i ）は

$$\begin{aligned}\therefore Q_i &= Y_i \times S \times (P+R) / 2 \\ &= 251 \times 0.70 \times (0.30 + 0.40) / 2 \\ &= 61\end{aligned}$$

以上の算定から、このA市の場合、今後しばらくの間、ほぼ 60 基程度の需要が見込まれるという結論が得られる。ここで、基礎におくデータを 1 年毎ではなく 5 年毎、10 年毎に間を空けて刻んでいけば、（精度としては若干下がるものの）長期的な需要数の推移を見通すことが出来る。

ちなみに、過去発生した死亡者数に対して生じていたと仮定される墳墓需要数は、以下の表の通りである。

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	平 均
死 亡 者 数	246	232	245	271	264	251
墳 墓 需 要 数	60	57	60	66	65	61

特に、A市において既に墓地が運営されている様な場合、ここで得られた各年の需要と、過去の申し込みの状況との比較（算定値 60 基前後のうち、どのくらいの申し込みがあったのか）によって、将来についても、墳墓需要の見通しさえ立てば、市営墓地への申し込み者数がどの程度の値となるか、経験則的に得ることが出来る。

4-2；森岡方式

次に森岡方式について紹介しておきたい。

この方式は、財団法人日本墓園協会によってまとめられた「墓地需要の算定方式の開発に関する研究」において、東京教育大学 森岡清美名誉教授（当時）により採用されたもの。

既存世帯は既に墓地を持っていると仮定し、潜在的墓地需要となるのは新しく成立した世帯に限られるものと考えている。定着志向係数は度外視されている。

ここで算定の対象として、新たに中核市※である“B市”を想定し、その基礎的統計指標を以下のとおり仮定してみる。

※ 中核市（ちゅうかくし）とは、日本の地方公共団体のうち、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に定める政令による指定を受けた市。日本の大都市制度の一つである。現在の指定要件は、「法定人口が 20 万人以上」となっている。

B市における世帯数、世帯員数、死亡率（国勢調査に拠る）。

年	世 帯 数	増加数	世帯員数 (人/世帯)	死 亡 率 (%)
1980 年	30,184	—	4.90	—
1985 年	37,451	7,267	4.63	0.636
1990 年	55,812	18,361	3.89	0.522
1995 年	76,234	20,422	3.53	0.494
2000 年	98,278	22,044	3.35	0.401
2005 年	108,625	10,347	3.25	0.432
2010 年	117,901	9,276	4.09	0.694
2015 年	137,971	20,070	4.08	0.701

仮定された値を前提として具体的に推計すると、

- ① 1980～85年の親族世帯増加数は^{'85年の世帯数'80年の世帯数} $(37,451 - 30,184 =) 7,267$ 世帯であったとすると、1980～85年に成立した親族世帯が全て墳墓を取得する期間は、

$$1 / \{ (1985 \text{ 年度の } 1 \text{ 世帯あたりの員数}) \times (1985 \text{ 年度の死亡率}) \}$$

$$1 / (4.63 \times 0.00636) = 33.96 \sim \text{ほぼ } 34 \text{ 年後の } 2019 \text{ 年までと思われる。}$$

また、この間の年間平均需要は $(7,267 \div 33.96 \approx) 214$ 墳墓となる。

以下同じ要領で、

- ② 1985～90年の親族世帯増加数は^{'90年の世帯数'85年の世帯数} $(55,812 - 37,451 =) 18,361$ 世帯

1985～90年に成立した親族世帯が全て墳墓を取得する期間は、

$$1 / (3.89 \times 0.00522) = 49.24 \sim \text{ほぼ } 49 \text{ 年後の } 2039 \text{ 年までと思われる。}$$

また、この間の年間平均需要は $(18,361 \div 49.24 \approx) 373$ 墳墓となる。

- ③ 1990～95年の親族世帯増加数は^{'95年の世帯数'90年の世帯数} $(76,234 - 55,812 =) 20,422$ 世帯

1990～95年に成立した親族世帯が全て墳墓を取得する期間は、

$$1 / (3.53 \times 0.00494) = 57.35 \sim \text{ほぼ } 57 \text{ 年後の } 2052 \text{ 年までと思われる。}$$

また、この間の年間平均需要は $(20,422 \div 57.35 \approx) 356$ 墳墓となる。

- ④ 1995～2000年の親族世帯増加数は^{'00年の世帯数'95年の世帯数} $(98,278 - 76,234 =) 22,044$ 世帯

1995～2000年に成立した親族世帯が全て墳墓を取得する期間は、

$$1 / (3.35 \times 0.00401) = 74.44 \sim \text{ほぼ } 74 \text{ 年後の } 2074 \text{ 年までと思われる。}$$

また、この間の年間平均需要は $(22,042 \div 74.44 \approx) 296$ 墳墓となる。

- ⑤ 2000～2005年の親族世帯増加数は^{'05年の世帯数'00年の世帯数} $(108,625 - 98,278 =) 10,347$ 世帯

2000～2005年に成立した親族世帯が全て墳墓を取得するまでの期間は、

$$1 / (3.25 \times 0.00432) = 71.23 \sim \text{ほぼ } 71 \text{ 年後の } 2076 \text{ 年までと思われる。}$$

また、この間の年間平均需要は $(10,347 \div 71.23 \approx)$ 145 墳墓となる。

⑥ 2005～2010年の親族世帯増加数は $(\overset{\text{'10年の世帯数}}{117,901} - \overset{\text{'05年の世帯数}}{108,625} =)$ 9,276 世帯

2005～10年に成立した親族世帯が全て墳墓を取得するまでの期間は、

$$1 / (4.09 \times 0.00694) = 35.23 \sim \text{ほぼ 35 年後の 2045 年までと思われる。}$$

また、この間の年間平均需要は $(9,276 \div 35.23 \approx)$ 263 墳墓となる。

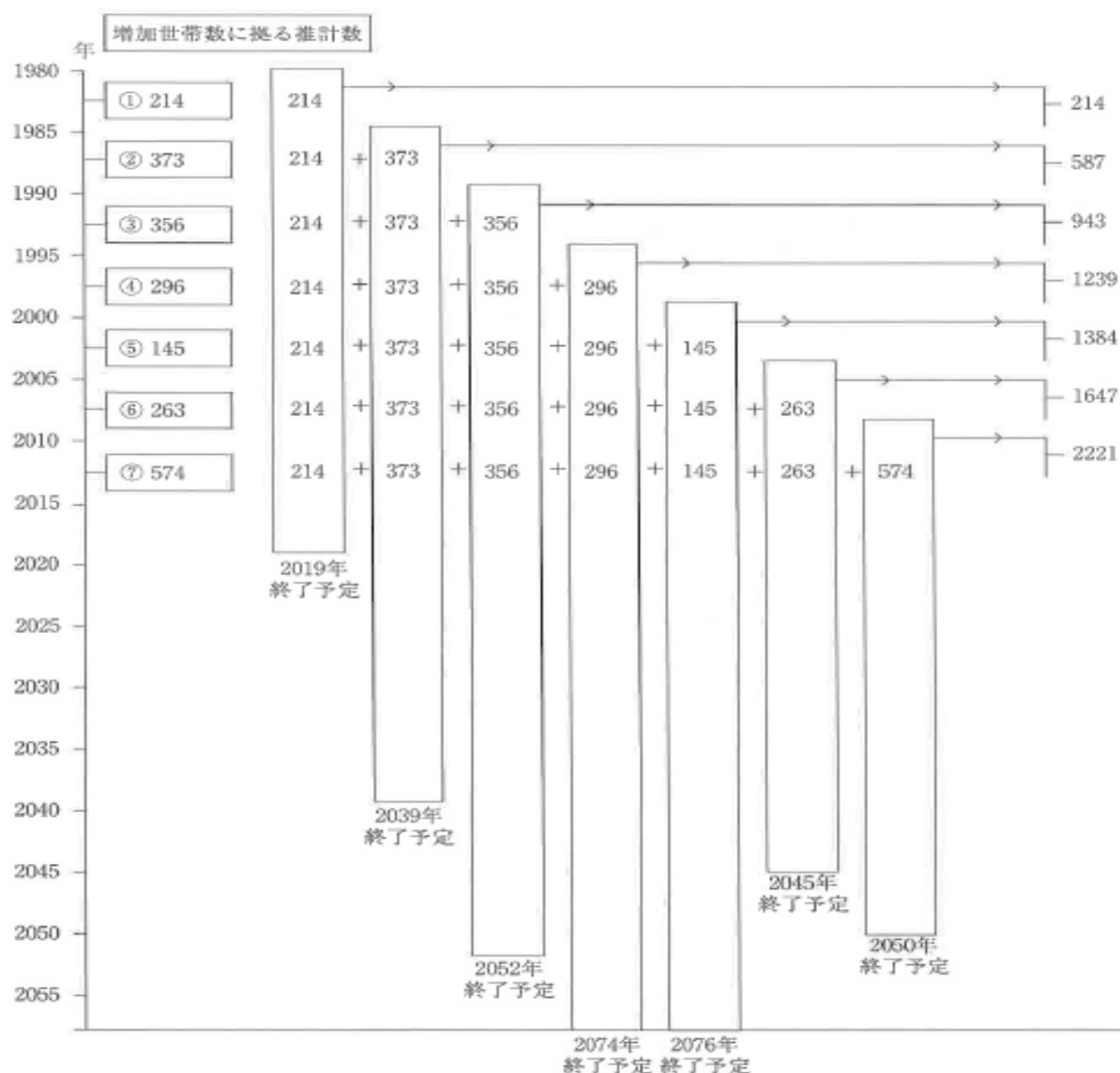
⑦ 2010～2015年の親族世帯増加数は $(\overset{\text{'15年の世帯数}}{137,971} - \overset{\text{'10年の世帯数}}{117,901} =)$ 20,070 世帯

2010～15年に成立した親族世帯が全て墳墓を取得するまでの期間は、

$$1 / (4.08 \times 0.00701) = 34.96 \sim \text{ほぼ 35 年後の 2050 年までと思われる。}$$

また、この間の年間平均需要は $(20,070 \div 34.96 \approx)$ 574 墳墓となる。

以上の算定結果を図にすると、次頁の図の様にまとめることが出来る。



5. 墓地の計画と許可を巡る諸問題

既に触れた「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12.12.6 生衛発第 1764 号）においては、「墓地埋葬法と墓地行政」として、「墓地埋葬法による墓地経営の許可は、その後の墓地経営が適切に行われるか否かを決定づけるといっても過言ではないほど重要な意味を持っている。そして、これに見合う権限も許可権者に与えられている。

この「墓地経営・管理の指針等」より以下、抜粋する。すなわち、墓地埋葬第 10 条第 1 項においては、墓地等を経営しようとする者は、都道府県知事の「許可を受けなければならない」と規定され、行政の広範な裁量（恣意的な許可、不許可ではなく法目的に照らした行政の判断権）に委ねられていると解される。

墓地埋葬法第 1 条には、この法律の目的として、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」と規定されており、単に公衆衛生上の規制にとどまらず、広域的な需要バランスの確保等の公共の福祉との調整が重要である。

その意味でも適切な墓地行政が行われるためには、経営許可の審査時から許可後の経営管理のチェック時を通じて、自治体相互間及び同一自治体内で連携をとることが重要である。

例えば都道府県同士、都道府県と市町村、同じ都道府県内の墓地担当部局と公益法人担当部局等において、情報交換等を行いながら墓地経営自体についての指導監督と、墓地経営を行う主体（公益法人等）に着目した指導監督が併せて行われることが効果的であると「墓地経営・管理の指針等について」では重ねて指摘し、また、上述の地域における墓地供給という観点からの自治体間（典型的には都道府県と市町村）の連携も望まれる。」ということが述べられている。

ここまで、墳墓の需要算定について述べてきたが、最後に、墓地の計画ないし許可を行うに際しての、様々な問題点を 3 つのテーマにしぼり、Q & A 方式のかたちで述べる。

なお、これらは、筆者（横田 睦）が、鈴木富七郎弁護士、喜多村悦史教授（元厚生省生活衛生局企画課長）等と共著、編纂した「Q & A 霊園・斎場運営の実務」（新日本法規刊）から抜粋し、一部加筆修正したものである。

5-1 墓地の許可における住民の合意について

Q：墓地の許可に際しては、隣接地の土地所有者の同意、あるいは計画地から半径〇〇メートル以内の住民の同意、説明会の開催などが求められていることが一般的です。その場合に、反対者が現われたとしたら、申請されている許可はどのように扱うべきでしょうか。どの程度の反対、あるいは賛成を基準として判断すべきなのでしょうか。

A：墓地の許可は都道府県知事をはじめとする各地方公共団体の長の裁量に委ねられているところです。極端な言い方をすれば、たとえ、関係する住民がすべて反対していたとしても、公益性の見地から、これを許可すべきであるという判断（「処分」）もあり得ることです。

【解 説】

(1) 地方公共団体における墓地許可時の住民同意

墓地の許可にかかわる条例や規則では、申請時における住民同意、あるいは説明会の開催を定めていることが一般的である。たとえ条例や規則という形で明示してはいなかったとしても、行政が事務取扱要綱（内規）として申請手続の中で求めていると思われる。こうした手続を経て、コンセンサスがまとめあげられた上で、墓地がつくられることが望ましいことは改めていうまでもない。

しかし、それらは、「墓地の運営上、周辺の住民が納得してくれていた方が望ましい」という実務上の対応であって、許可そのものの要件というわけではない。

事実、地方公共団体が定めている、墓地の許可に関する条例、規則においては、ここでとりあげた「住民の合意」などのほか、様々な制約や条件を設けてはいるが、ほとんどの場合、「知事（もしくは市町村長）が認める限りにおいては、この（前述制約、条件の定める）限りではない」というただし書きがなされている。

(2) 墓埋法と住民の同意

各地方公共団体における墓地の許可に関する条例や規則、事務取扱要綱の規定の中には、一見すると隣接地の土地所有者や住民、あるいは範囲を拡げて周辺、半径〇〇m以内における住民らを保護する、あるいは配慮することを目的とした要件を定めたかのような内容のものがあることは事実である。しかし、これらの根拠となる墓埋法においては、墓地の経営許可の要件は定められてはいない。

つまり、前述の「住民らを保護することを目的とした要件」は墓埋法の委任に基づかない規定に過ぎないということになる。

地方公共団体が定める条例や規則のうち、法令（この場合は「墓埋法」）の趣旨を超えるものは、その効力が疑われる余地も生じてくるであろう（自治 14 ①）。さらに、事務取扱要綱に至っては、法や条例に基づいて、行政の実務担当者が事務を処理する際の単なる取扱基準でしかない。いわば「マニュアル」ということである。

(3) 墓地の許可について住民から訴えられた場合

ここで、ある墓地の許可に対して、周辺住民等がこの取消しを求めて司法の場に訴えたと考えてみる。

行政事件訴訟法 9 条では、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え……は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる」とされている。墓地の許可の取消しをめぐる上で、果たして、周辺住民は「法律上の利益を有する者」になるのだろうか。

確かに、墓埋法 1 条では「墓地……等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」とされている。しかし、それが個人各々の個別的利益として、保護すべきものとするか否かは、墓埋法が具体的に定めている内容、性質などを考慮した上で判断されることになる。

墓地の許可について定めた墓埋法 10 条では、前述、墓埋法 1 条で述べられている、「国

民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」を考慮する以外、何らの基準も定めていない。多くの墓地の許可にかかわる条例や規則で定められているような、住民の意見書の提出、公開の聴聞手続への参加などの形で意見を申し述べることを、また、許可について異議を申し立てることを「法」として裏付けているものではない。

したがって、墓地の許可に関して、墓埋法は「国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」について、個人各々の個別的利益として、保護すべきものとする趣旨を含むものとは解釈し難いと考えるのが一般的であろう。

ちなみに、最近では同意書の提出を求めるのではなく、これを説明会に切り替える地方公共団体が増えてきている傾向にある。

これは、これまで、墓地の開設にあたって、事業者による計画説明および合意形成を目的として同意（書）を得ることとしてきたところ、昨今、住民がこうした手続について、自らに許諾権が与えられたかのような誤解をしているケースが見られる様になってきたことが背景になっていると言える。しかし前述した通り、墓地（計画予定地）の隣接、あるいは周辺住民には原告としての適格性を有しないとされ、訴えそのものが認められないと考えるのが至当とされている。

事実、墓地に関する紛争については、既に司法の場においては、「最高裁判所判例（平成12年3月17日）」において、『墓地、埋葬等に関する法律』第1条並びに、第10条第1項は、墓地の周辺に居住する者個々人の個別的利益をも目的としているとは解しがたいとして、周辺住民は『墓地の許可の取消しを求める原告適格』を有さない」とされているところであり、以下に掲げる下級審においても、全く同様の判断が示されている。

「大 分 地方裁判所（昭和31年9月11日）」	「熊本地方裁判所（昭和55年3月27日）」
「宇都宮地方裁判所（昭和59年2月9日）」	「福島地方裁判所（昭和60年9月30日）」
「東 京 地方裁判所（昭和62年5月26日）」	「大阪地方裁判所（昭和62年7月14日）」
「水 戸 地方裁判所（平成2年7月31日）」	「東京高等裁判所（平成5年3月24日）」
「大 阪 地方裁判所（平成5年11月12日）」	「大阪高等裁判所（平成7年1月27日）」
「水 戸 地方裁判所（平成14年12月27日）」	等

むしろ、適正な手続きによる申請がなされているにも関わらず、合理的な理由もないままに申請を受理しない、許可をしなかったという事案については、被告側である行政の主張は排斥されている判例が少なくない。昭和50年以降のものだけでも以下の通りである。

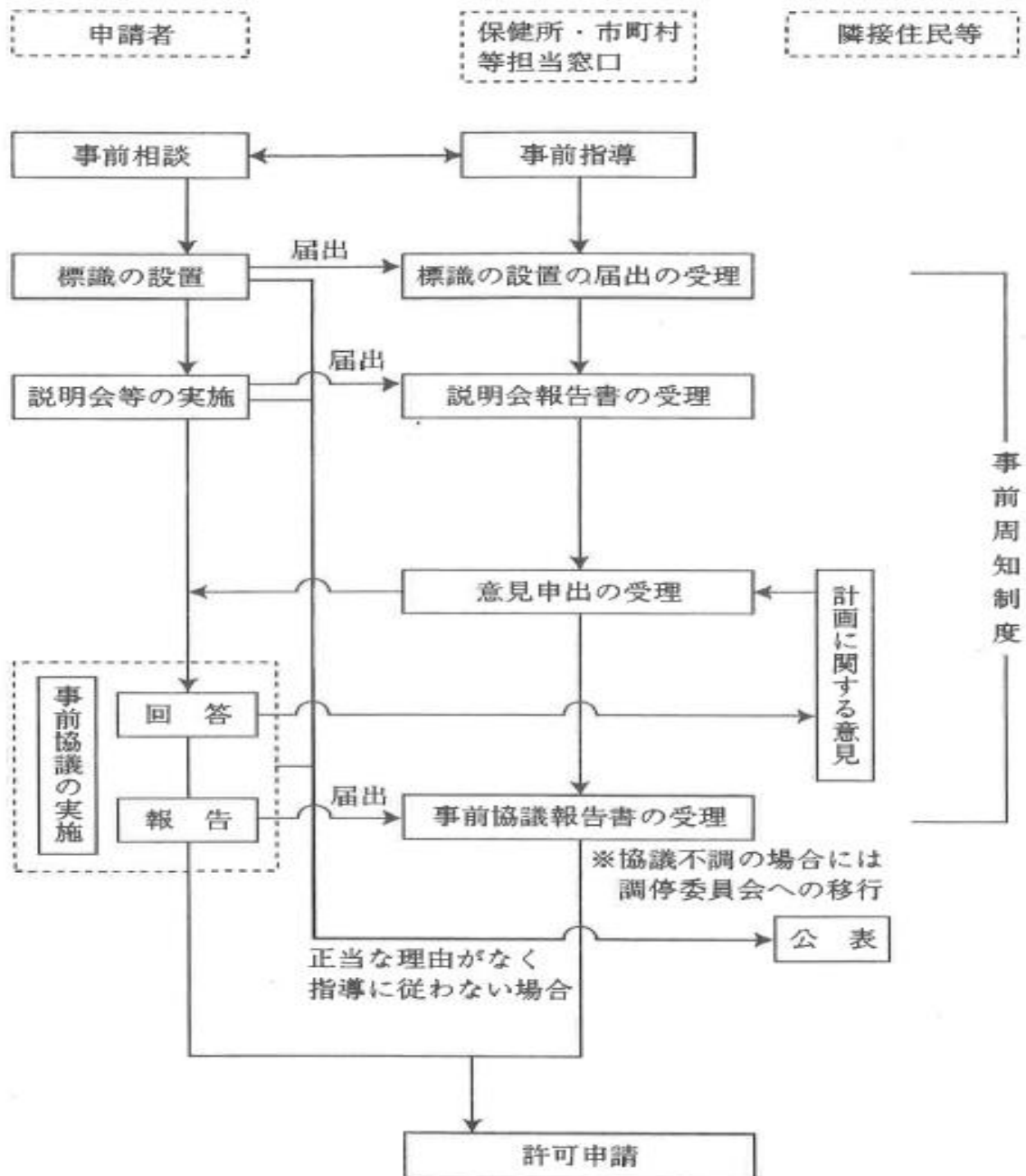
「熊本地方裁判所（昭和55年3月27日）」	「東京高等裁判所（平成5年3月24日）」
「水戸地方裁判所（平成14年12月27日）」	

ただし、いうまでもなく、様々な経緯があり、これを無理に押し通すようにして開設された墓地であれば、その後の運営や管理において難しい局面に直面することになるのではなかろうか。したがって、許可申請者側も、感情的な反対はさておくとして、住民の希望を少しでも受け入れ、よりよき施設実現の場としてこれら説明会、あっせん、調停の場を活用すべ

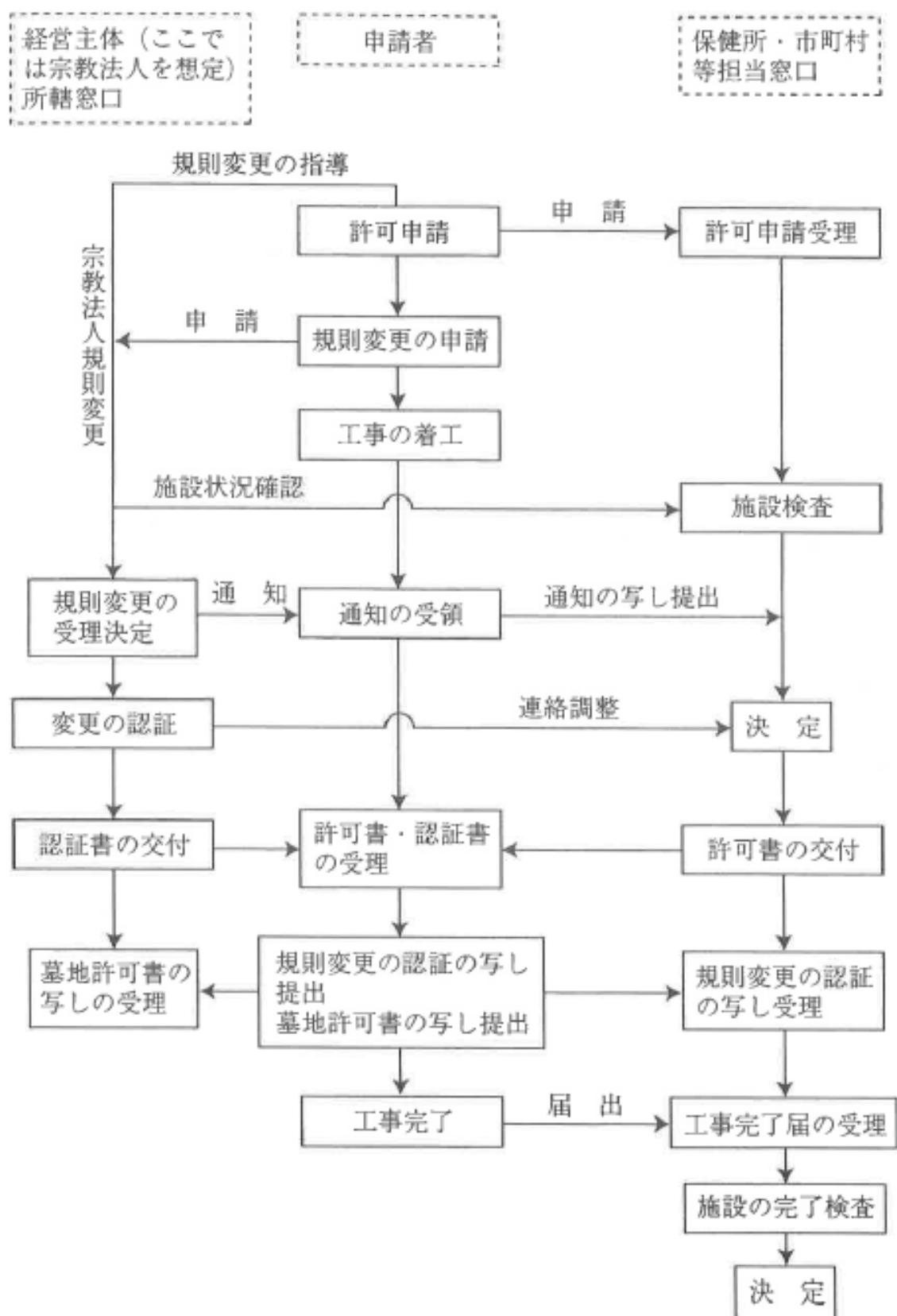
きであり、そう指導するべきであろう。（【資料１】～【資料２】）。

事実、墓地の新設だけではなく拡張の際にも近隣住民とのトラブルが絶えないものの、各種の調査によると、墓地を購入する（実際には使用权の購入）際の判断材料のひとつに自宅から墓地までの距離が上位にあげられており、居住している地域の近くと答える人が数多くみられるので、たとえ一部であっても合意点を見いだすことは難しくないはずであり、そうした歩み寄る努力をみせることで、適切な「調停」や「あっせん」による「都道府県知事・市町村長の判断」が得られることになると思われる。また、そうした判断がなされるべきであろう。

【資料１】事前周知手続の流れ（例）



【資料2】許可申請手続の流れ（例）



5-2 墓地の設置場所等に関する規則について

Q：墓地の許可で「飲料水を汚染するおそれのないこと」等に関する規制の他に隣地境界の緑地帯、相当規模の駐車場の設置等の構造施設に関する規制がなされています。このような衛生上の問題に直接関係しない規制はどうして行われるのでしょうか。

A：墓地の設置場所に関する規制は、本来、衛生上の観点から設けられているものです。しかし、ほぼ100%とも言える火葬率となった現在、かつての土葬時と同様の規制が改められないのは「行政の一貫性」という言葉を借りた「惰性」であるといえます。

また、衛生上の問題に直接関連するとは思えない施設や設備に関する規制は、昭和34年に建設省（当時）が定めた「墓地計画標準」（昭34・5・11発計25）をきっかけに行われているようです。しかし、この標準は既に失効してしまっており、したがって、このような規制は見直さなくてはなりません。

〔解説〕

（1）「設置場所」に関する規制の実態

過去の埋火葬の経緯を見た場合、確かに昭和25年頃までは、火葬より土葬が多いか、ほぼ同じ割合で推移してきた。今日のようにほぼ火葬を行うことが一般的となったのは昭和40年の半ば以降からのことである。そうした意味においては、当時は墓地の設置場所について、「道路、河川等に近接しないこと」「住宅、学校や病院等に近接しないこと」「飲料水を汚染するおそれのないこと」などと定めていたことは大変に重要な意味をもっていた。

しかし、ほぼ100%の火葬率の現在、こうした規制については、見直しが必要であろう。

もちろん、墓埋法1条（目的）では公衆衛生の見地のみならず、宗教的感情や公共の福祉という点からも捉えることが求められているので、これら規制は直ちに改廃すべき対象であるというわけではない。とはいえ、他方では、撒骨という行為については、特に規制がなされていない現実があることを考えると、「焼骨を撒いてしまう行為が規制されていない一方、焼骨を墳墓という施設におさめて安全無害に『管理』している墓地が許可を受けなくてはならないのはなぜか」という素朴な疑問が生じてくるのは当然のことである。

（2）「構造設備」に関する規制の実態

こうした「設置場所」に関する規制のほかにも、墓地の許可には隣接地との境界部分に一定の緑地帯（植栽）を設けるような指導。墓地内の通路の幅員、墓所区画の広さ、管理事務所の設置、墓所区画数に合わせた規模の駐車場の設置が求められる。こうした施設や設備を設けると、その設置に要する費用が必要となり、墓所区画にできる区域は極めて限定されてしまう。それは、使用料の設定などに影響し、使用者に負担を与えることになる。

なぜ、こうした規制が行われているのか疑問を感じずる向きもあると思うが、これら規制は、そもそも昭和34年に建設省（当時）が定めた「墓地計画標準」（昭34・5・11発計25）が基になって設けられたものであると考えてよい。しかし、地方分権一括法により現在では拘束力を失っているのである。【別添参照①～③】

【別添参照①】

平成12年5月1日

各都道府県地方分権担当部長 殿
(地方分権担当課・市町村担当課扱い)

地方六団体
地方分権推進本部
事務局長 吉田 敏治

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」
の施行に係る通達の見直し等に関する調査結果について(送付)

地方分権の推進につきましては格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記法律が去る4月1日から施行され、機関委任事務制度が廃止されたところであり、これに伴い従前の通達(従前の機関委任事務で存続する事務に関するものに限る。以下同じ。)については別紙のとおり整理されるものと考えられます。

当本部におきましては、各省庁における従前の通達の取扱い整理や法定受託事務に係る処理基準等について、内閣内政審議室を通じて照会を行っていたところであり、このたび、その調査結果を別添のとおりとりまとめました。

なお、各省庁からの回答は調査時点(平成12年3月末日)におけるものであり、処理基準及び助言・勧告等の通知等予定時期が確定していないものも多く見られますが、この点については今後も随時把握していく予定です。

また、本資料は、全国知事会、全国市長会及び全国町村会にも提供しておりますが、貴都道府県内市町村に対しても適宜情報提供していただきますようお願いいたします。

【別添参照②】

＜従前の通達を参照する必要性が不明なことによる支障事例について＞

省庁名 建設省		
(1) 関係通達名	(2) 支障が生じる内容	(3) 対応状況
公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(S.47.8.25)	当該通達に基づく通知もあり、現時点で当然に失効しているものかどうか分からない。	「公有地の拡大の推進に関する法律に関する通知等の取扱いについて」(平成13年4月24日付け総行地第52号、国総国調第11号)により、通達等の取扱いを明確化
公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について(S.48.9.1)		
公有地の拡大の推進に関する法律により取得した土地を直轄事業又は補助事業の用に供するに		
都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置に関する方針及び治水対策等協議結果報告書について(S59.10.29)	本通知の性格が明確に整理されないと計画策定に支障を来す。	「地方分権に伴う都市行政に係る既存の通達等の取扱いについて」(平成12年12月25日付け建設省都政発第85号)、「都市計画運用指針の策定について」(平成12年12月28日付け建設省都計発第92号)により、通達等の取扱いを明確化。
基地計画標準について(S34.5.11)		

次ページ、
別添参照③に掲げた

【別添参照③】

(別添資料①、②に基づき失効した)

本公債小六巻(昭和57年度版)より引用
昭和54年5月11日建設省告示第55号
各都道府県知事及び大市長あて建設事務次官宛

墓地計画標準

このたび都市計画又は都市計画事業として決定する場合における墓地計画標準を別紙のとおり定め、今後この標準により処理されたい。

別紙「墓地計画標準」

1. 計画方針

墓地は、都市の総合的な土地利用計画に基づき、静かな環境にその位置を決定するものとし、墓地の施設は、周囲に及ぼす影響を考慮し、風景美観に留意して計画するものとする。

2. 計画

①配置

墓地の配置は、次の事項を考慮して計画するものとする。

- (1) 市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込のない位置であって、市街地からおおむね1時間以内で到達できる位置であること。ただし、既設墓地を整理して納骨堂とするときであって、かつ、やむを得ないときにおいては、この限りでない。
- (2) 土地の取得及び管理運営が容易であって、将来必要が生じた場合は拡張の余地があること。
- (3) 緑地系統の一環として配置すること。
- (4) 美田良田を避けるとともに、場合によっては傾斜地、荒れ地等の利用を考慮すること。
- (5) 主要な道路、鉄道及び軌道に接しないこと。
- (6) 火葬場と併置しないこと。
- (7) 都市計画区域内に道地のない場合は区域外に決定すること。この場合、必要に応じて、関係市町村との共同施設とすることも考慮すること。

②規模

墓地の面積は一面所おおむね10ha以上とする。ただし、小都市であって墓地の総所要面積が10haに満たないとき及び納骨堂を主体とするときは、この限りでない。

③境界

墓地の境界は、次の事項を考慮して定めるものとする。

- (1) あらかじめ設計を考慮して定めること。
- (2) 静寂の地であり、かつ、緑地の要素を包含すること。

- (3) 一般の交通路線が境界内を通過しないこと。

- (4) 墓所の等級に著しい差の生じない土地であること。

3. 設計

①地割

墓地の墓地面積に対する割合は、土地の状況、墓地の種別及び管理運営の便を考慮して定めるものとし、墓所面積を全墓地面積の3分の1以下とする。

②墓域

- (1) 一墓所の面積は4㎡以上とする。
- (2) 墓域内通路は、幅員2mを標準とする。
- (3) 通所各等級の適正な割合に留意すること。
- (4) 必要に応じ、宗廟別埋葬を考慮すること。

③置路

- (1) 幹線となる主要道路の幅員は、6m以上とし、必要な箇所には自動車の回轉し得る広場を設けること。
- (2) 支線道路は、幅員3m以上とする。
- (3) 葬祭場その他の施設を墓地内に設けるときは、墓域を通過すること。

④造景

- (1) 既存の風物は、保存するよう極力努めること。
- (2) 墓地外縁道路は、植樹帯で囲むこと。
- (3) 広場、休憩地等には、花壇、噴水、壁彫、彫像、パーゴラ、あずまや等の造景施設を適宜配置すること。

⑤施設

墓地に必要な最小限の施設は、事務所、休憩所、水道又は井戸及び駐車場とし、その他必要に応じて葬祭場、納骨堂等を設けるものとする。これらの施設は、次の事項を考慮して配置するものとする。

- (1) 事務所、葬祭場、花販売所は主要入口付近に設けること。

- (2) 休憩所は事務所、葬祭場に附属するものとし、小規模のものを適宜配置すること。

4. 表示

①都市計画として決定する場合

〇〇都市計画墓地を次のように決定する。一表1 別紙図面表示のとおり

②都市計画事業として決定する場合

第1一〇〇都市計画墓地中次の墓地を都市計画事業とする。一表2 別紙図面表示のとおり

第2一本事業の施行年度制を次のように定める。

昭和〇〇年度……………約〇〇%

昭和〇〇年度……………約〇〇%

5. 都市計画一都市計画事業決定資料

①都市計画として決定する場合の提出資料

- (1) 計画理由書
- (2) 現況説明書
- (3) 工費概算書
- (4) 設計予定説明書
- (5) 墓地統計表(下記様式による)
- (6) 既設墓地分布図1/10,000
- (7) 配置図1/10,000(都市計画一般図を利用のこと。既設墓地分布図に含めても可)
- (8) 現況図1/3,000以上
- (9) 計画区域図1/3,000以上(現況図と併用しても可)
- (10) 設計予定図1/3,000以上

墓地統計表 〇〇〇様式〇〇〇一表3-5

②都市計画事業として決定する場合の提出資料

都市計画事業として決定する場合は、前項の資料のほか、次の資料を提出すること。

- (1) 事業区域図
- (2) 設計説明書(前項の(4)設計予定説明書に代わるもの)
- (3) 設計図1/1,000以上(前項の(4)設計予定図に代わるもの)
- (4) 事業費明細表及び財政計画書

表1

番号	名称	位置	地積	概要

表2

番号	名称	位置	地積	主要施設

表3

都市計画区域 地名	都市計画区域 内人口 現在 将来	都市計画 区域面積	備考

表5

既設公営墓地	既設民営墓地	合 計
墓所総面積(㎡)うち利用墓所面積(㎡)	墓所総面積(㎡)うち利用墓所面積(㎡)	墓所総面積(㎡)うち利用墓所面積(㎡)

表4 (都市計画区域と同一の場合は省略のこと)

市町名	市町内人口 現在 将来	市町面積	備考

(3) 「構造設備」の規制に関する「適正規模」

そもそも、施設計画的に純粹に考えるなら、お盆やお彼岸など、ごく限られた期間に利用者が集中する施設である墓地の適正規模の設定は極めて困難なものとなる。たとえば、駐車場について、墓地の許可にあたっては、申請区画数の5%ないし7%の車がとめられることを条件としている都道府県もしくは市町村が少なくない。この「5%」や「7%」という数字は、どのような算定根拠に基づいているのかを以下に示したい。

これまで報告されてきたアンケートや墓参の実態調査から得られた結果【資料③～⑤】に基づく、いわゆる「墓参（ピーク）時期」に実際に訪れるのは、全体の8割程度（ア）とあったところである。このうち、「墓参（ピーク）時期」の3日間^{※1}、そのうちの1日に墓参者の6割が集中（イ）すると仮定すると、次のようになる。

$$0.8 \text{ (ア)} \times 0.6 \text{ (イ)} = 0.48 \approx 0.5 \cdots \cdots \text{①} \quad \text{※ (1日の) 墓参者 (家族) 数の最大は 墓所全区画数の半分弱}$$

しかも、ここで計算された半分弱の墓参者（家族）全員が自家用車を使うわけではない。墓地の立地条件にもよるが、臨時運行の送迎バスの利用を考慮すると、どんなに足の不便なところであっても、自家用車の使用率はせいぜい8割②^{※2}であろう。また、墓参所要時間は30分(0.5時間)③^{※3}、墓参の時間帯は「午前10時から午後2時の4時間」に8割が集中する④とした場合、必要駐車場台数として得られる値（率）は、次のような結論になる。

$$0.5 \times 0.8 \times 0.5^4 \times 0.8 = 0.02$$

$$\text{①} \times \text{②} \times (\text{③} \times \text{③} \times \text{③} \times \text{③}) \times \text{④}$$

せいぜい申請区画数の2～3%もあれば充分と考えられる。許可申請を受け付ける側は、事務処理の手續にあたって、一律な基準を設け、マニュアル化させてしまいがちだが、個々の墓地を取り巻く立地条件などについて、現実的な要素も配慮すべきであろう。

また、かつての「墓地計画標準」で定められた、「墓地全体の3分の2」という緑地面積の割合（同「標準」-「3.設計」①地割）、あるいは「4㎡以上」（同「標準」-「3.設計」②墓域）という区画面積（図）などについても、見直すべき点が少なくない。（【資料1】～【資料6】参照）

(4) 公園的な墓地における補助金、固定資産税の問題

都市計画法とは別に、都市公園法によると、都市公園に該当する墓地の緑地部分等には、都市公園法19条（および同法施行令25条）に基づく補助の制度を設けている。しかし、この補助は地方公共団体が設置した公営墓地のみに限られた制度でしかない。

民営墓地の場合、こうした補助の対象からは外されていることに加えて、地方税法の定める固定資産税の非課税の範囲の適用上における問題についても指摘されている。

※1 もっとも、実際には繰り上げて前週の土日に墓参を済ませてしまうという場合もあるので、実質的には「5日間程度」まで幅をもたせるべきなのかもしれない。

※2 実際には、最寄り駅などからの送迎バスが臨時に運行されることから、割合はさらに低くなる。

※3 墓参に要する総時間は30分。このうち、墓前で過ごすのは20分前後。残りは園内の移動や管理事務所での手續、休憩などに費やされるという結果が得られている。

同法 348 条 2 項では「次に掲げる固定資産に対しては課することができない」として、同項 4 号に「墓地」を挙げている。(宗教法人等の経営する墓地に対する固定資産税の取扱いについて(昭 51・12・18 自治開 119)) しかし、同法同条 3 項で、「市町村は、前項各号に掲げる固定資産を当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合には、前項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対し、固定資産税を課する」としている。

地方公共団体によって、判断が異なるが、墓理法に基づく条例や規則で、管理事務所や保全緑地などが墓地として許可する上で必要とされている施設や設備であるにもかかわらず、地方税においては、「(墓地としての) 目的以外の目的に使用する場合」であるとして、固定資産税を課せられるというケースもあり、民営墓地関係者から疑問の声が挙がっているところである。

墓地を公益性の高い施設と捉え、許可にあたっては様々な規制や条件を課すことは一つの考え方ではあるが、施設や設備に対して、いたずらに規制や条件を加えることによって、そうしたことが墓地の運営における財務上の負担となってしまうことは、永続性、安定性という意味から問題があるといえよう。

あらゆる意味で変化の激しい都市では、最も保守性が強いとされる葬送行為も、最早、旧態のままの在り方や、多少の改変などでは対応しきれぬ状態にまで至っている。葬送行為の主たる舞台の 1 つと言える墓地も、かつては遺骨の安置場所というより、地縁・血縁により結びついた社会の最少単位ともいえる家というものを具体化した象徴であった。しかし、現在、そうした墓地は大都市とその周辺において、集中・過密化を主因とする数量上の不足が問題とされ、一方で、核家族化などの家族の分化、更にはその核家族そのものも解体しつつあるなど、社会の変質・多様化が押し寄せるなかにある。墓のあり方も変様しようとしている。

本論では今日の社会において要求度の高まる中、必須の都市機能たる新しい位置付けが切実に希求されていながら、日常生活から乖離しがちな施設である墓地に関し、現状の分析を通じて問題点を明らかにし、これに拠って墓地の持つ本来の役割と、墓地建築化までをふくめた視点から計画上の要求を抽出することを目的とする。

以下は墓参のなされ方、墓参する者の数、構成について具体的調査より「沿革、周辺施設、墓参行為からみた大規模墓地の実態について」(横田睦他 2 名)等の論文より、その具体的データを引用する。

- 1) 横田睦, 他: 沿革、周辺施設、墓参行為からみた大規模墓地の実態について、日本建築学会地域施設計画研究
- 2) 横田睦, 他: 大規模霊園における墓参方法の分析、全国環境衛生大会研究発表抄録集

【資料 1】墓所区画面積の推移

「墓地計画標準」では、「一墓所の面積は4㎡」とあるが、昨今の区画面積の実態（とくに首都圏の場合）は次のとおりである。また、使用料（1㎡あたり）についても参考として掲げた。

距離別使用料の年次推移

使用料	2018年	2016年	2014年	2012年	2010年	2008年	2006年	2004年	2002年
0～20km	1,523,874	1,496,902	1,447,732	1,759,370	1,579,959	1,584,121	1,512,526	1,630,485	1,619,679
20～40km	473,447	516,814	487,529	487,889	497,833	464,647	477,582	481,226	489,034
40～60km	361,048	337,057	328,544	331,328	333,755	314,436	320,591	352,613	348,479
60～1km	248,361	206,461	207,663	249,708	158,862	227,049	229,376	258,573	221,073
全体	652,071	676,522	647,944	711,957	627,261	597,818	575,001	640,703	625,377

使用料	2000年	1998年	1996年	1994年	1992年	1990年	1988年	1986年
0～20km	2,054,455	2,256,399	1,674,884	2,077,053	1,958,108	1,680,472	1,326,889	
20～40km	444,709	454,007	451,274	454,867	398,853	348,367	221,078	121,162
40～60km	314,447	328,748	321,127	311,394	253,918	238,003	171,632	92,292
60～1km	158,333	144,341	145,062	123,027	94,508	94,067	74,833	67,500
全体	742,985	639,664	574,889	560,275	494,718	414,037	331,848	102,595

距離別供給区画基本単位面積の年次推移

	2018年	2016年	2014年	2012年	2010年	2008年	2006年	2004年	2002年
0～20km	0.64	0.69	0.75	0.74	0.80	0.77	0.65	0.71	0.72
20～40km	1.10	1.06	1.09	1.13	1.13	1.18	1.18	1.24	1.30
40～60km	1.19	1.19	1.14	1.42	1.31	1.35	1.43	1.45	1.41
60～1km	1.46	1.39	1.41	1.60	2.10	1.98	1.94	1.99	2.15
全体	1.06	1.04	1.05	1.24	1.16	1.20	1.23	1.25	1.29

	2000年	1998年	1996年	1994年	1992年	1990年	1988年	1986年
0～20km	0.77	0.98	1.10	0.99	1.26	1.50	1.65	
20～40km	1.80	2.13	1.85	2.14	2.37	2.71	2.42	3.0
40～60km	1.61	1.79	1.96	2.31	2.50	2.55	2.55	2.3
60～1km	2.75	2.32	2.07	2.43	3.17	2.94	2.54	1.4
全体	1.54	1.90	1.81	2.13	2.38	2.54	2.41	2.5



【資料2】「お墓参り」の頻度

	ほぼ毎日	週に1～2回位	月に1～2回位	年に3～5回位	年に1～2回位	ほとんど行かない	その他	わからない
平成2年調査（※1）	0.4%	1.1%	7.9%	31.7%	42.7%	15.2%	0.4%	0.6%
（累積）	0.4%	1.5%	9.4%	41.1%	83.8%	—	—	—
平成10年調査（※2）	0.5%	1.6%	12.5%	35.4%	36.6%	12.9%	0.3%	0.2%
（累積）	0.5%	2.1%	14.6%	50.0%	86.6%	—	—	—
平成25年調査（※3）	—	—	—	28.5%	57.1%	—	14.3%	—
（累積）	—	—	—	28.5%	85.6%	—	—	—

※1 「総理府・内閣総理大臣官房広報室」による

※2 「平成9年度厚生科学特別研究事業」による

※3 「平成25年度厚生科学特別研究事業」による

「お墓参り」の頻度－参考調査結果

年に1回	年に4～5回	0回	2～3年に1回	月命日に参る	1、2ヶ月に1回位	その他
24票（18%）	17票（13%）	8票（6%）	7票（5%）	6票（4%）	2票（1%）	66票（50%）

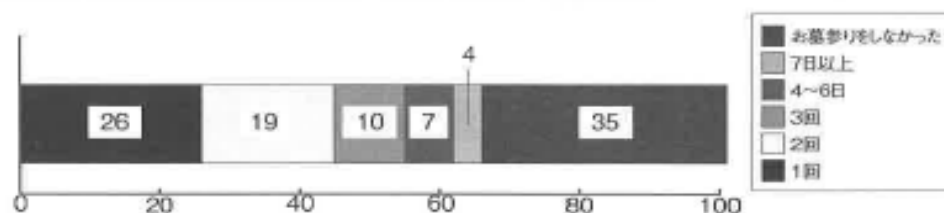
「平成21年 Potoraランキング」による

どのくらいの頻度でお墓参りに行きますか？（単回答）

項目	月2回以上	年10～12回	年9～10回	年7～8回	年6回	年5回	年4回	年3回
全体	2.0% （17名）	3.0% （25名）	1.6% （13名）	2.9% （24名）	2.4% （20名）	3.3% （27名）	7.7% （64名）	9.8% （81名）
項目	年2回	年1回	2年毎	3年毎	4～5年毎	6～10年以上毎	全く行かない	平均回数
全体	23.1% （192名）	21.9% （182名）	3.3% （27名）	2.7% （22名）	5.5% （46名）	4.5% （37名）	6.4% （53名）	年2.8回

「平成23年 メモリアルアートの大野屋 インターネットリサーチ」による

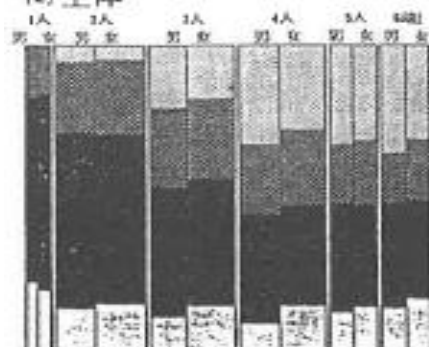
今年これまでにお墓まいりをした人（n = 1000）単位：％



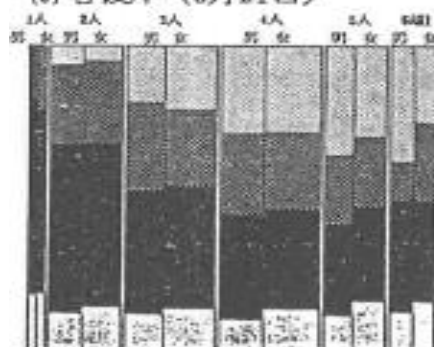
「平成25年 楽天リサーチ」による

【資料3】人・車両の入園状況の推移

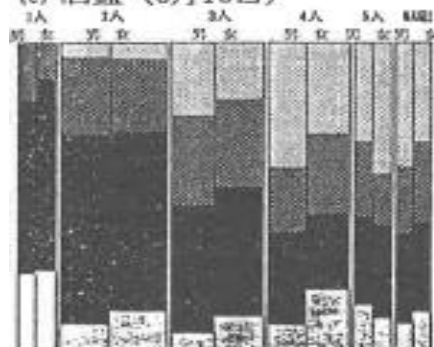
(a) 全体



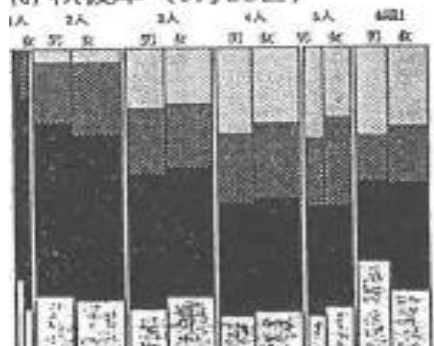
(b) 春彼岸 (3月21日)



(c) 旧盆 (8月13日)



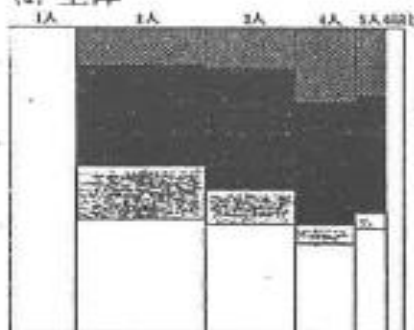
(d) 秋彼岸 (9月23日)



未成年 : 20~30歳代
40~50歳代 : 60歳代

図 3 基盤グループの人数、年齢、性別

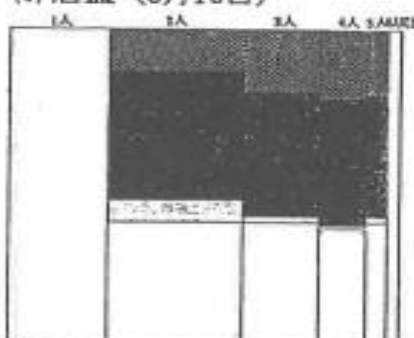
(a) 全体



(b) 春彼岸 (3月21日)



(c) 旧盆 (8月13日)



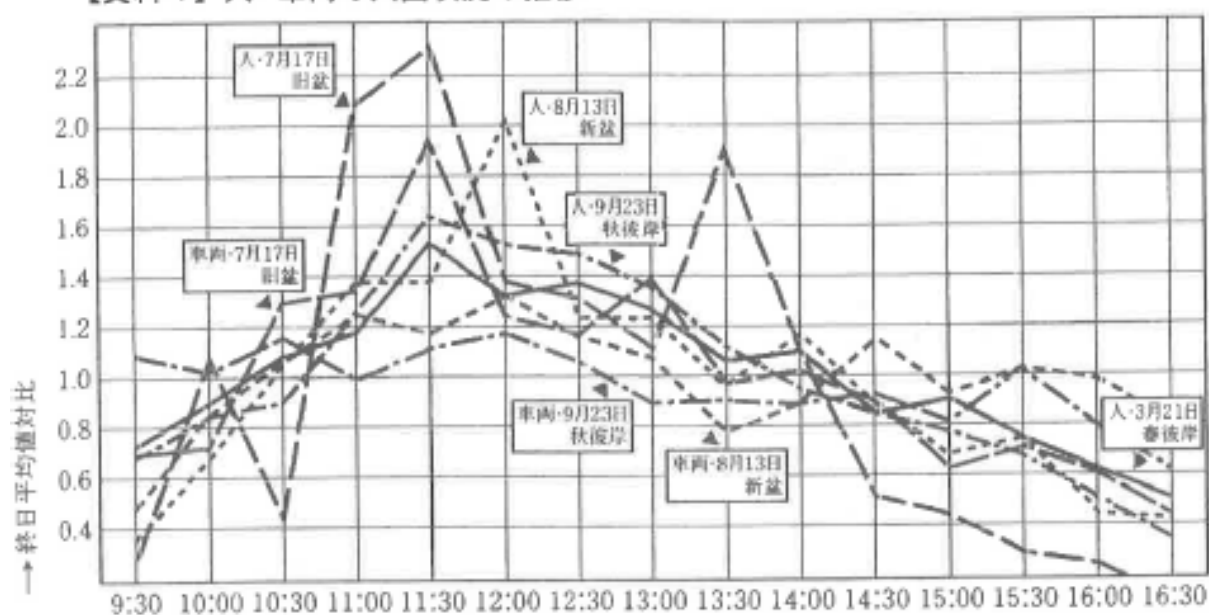
(d) 秋彼岸 (9月23日)



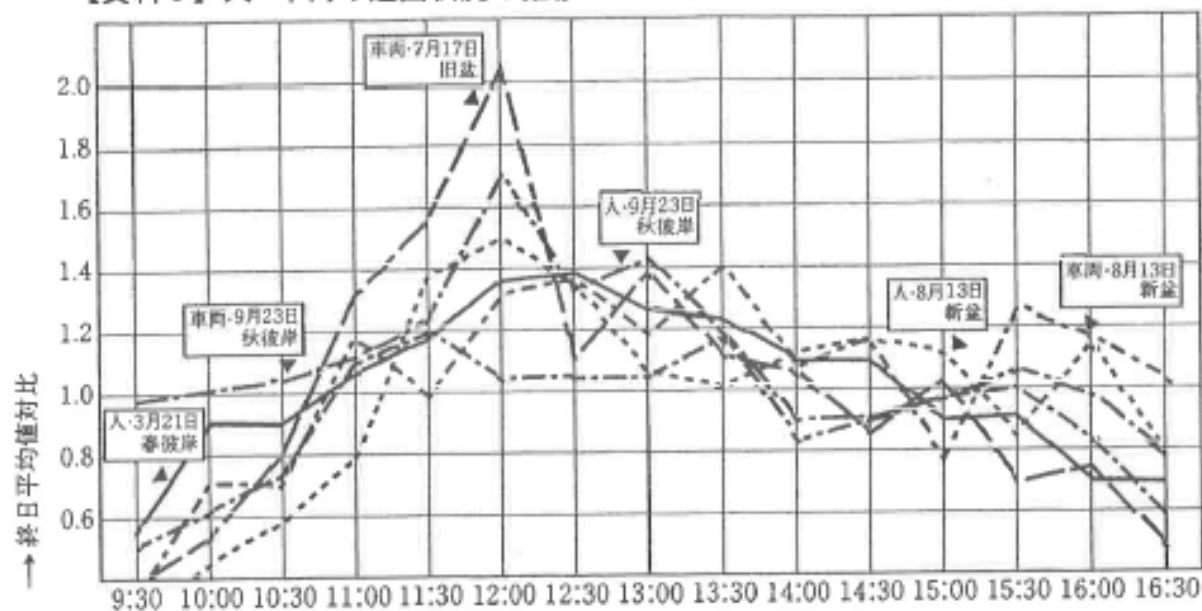
20~30歳代夫婦、およびこれを中心としたグループ
40~50歳代夫婦、およびこれを中心としたグループ
60~代夫婦、およびこれを中心としたグループ
その他

図 4 入園グループの割合および内訳

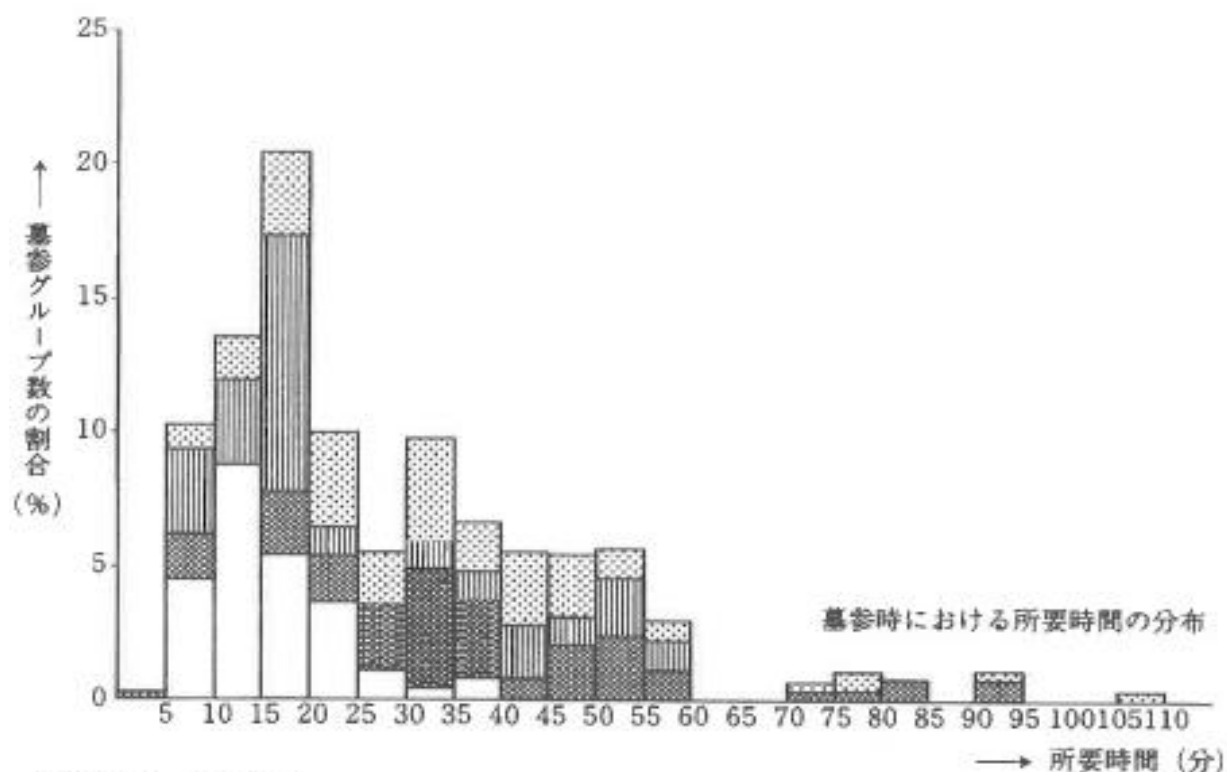
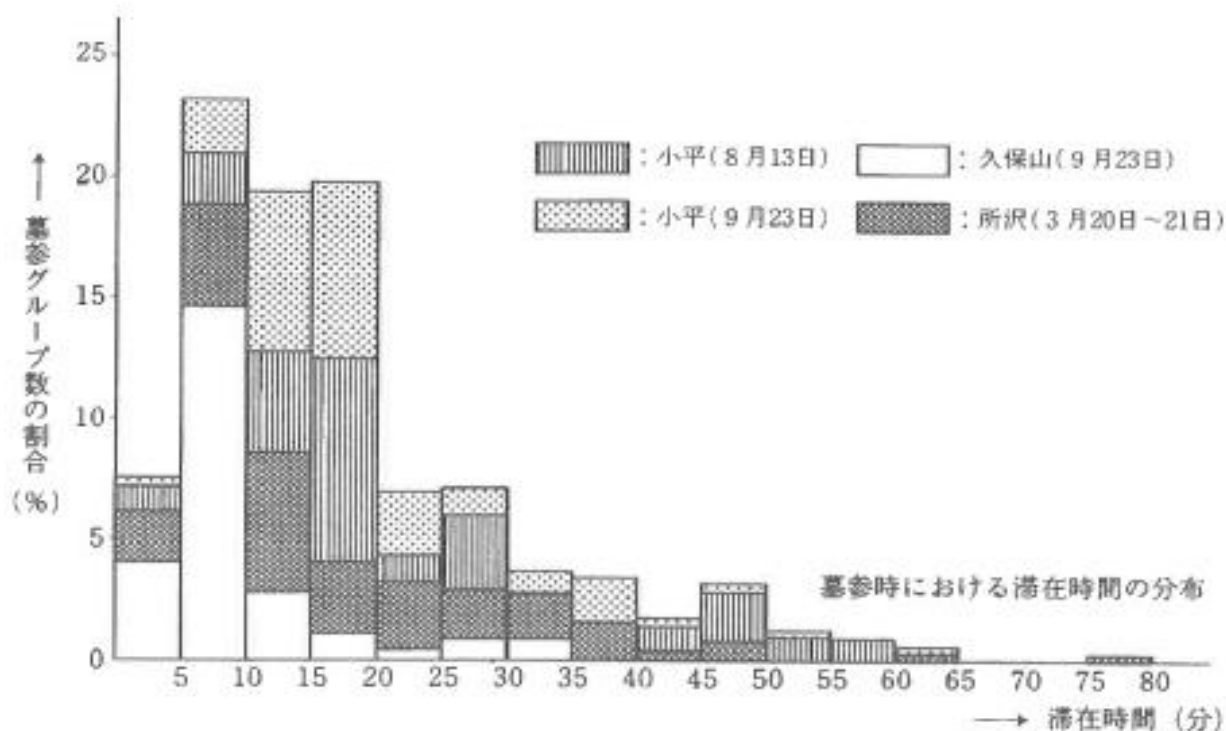
【資料4】人・車両の入園状況の推移



【資料5】人・車両の退園状況の推移



【資料6】墓参時における所要・滞在時間の分布



【資料3】～【資料5】

「沿革、周辺関連施設墓参行事からみた大規模墓地の実態について」日本建築学会第8回地域施設計画シンポジウム 横田睦他 平成2年

「大規模霊園における墓参方法の分析」日本環境衛生大会研究発表抄録集Vol33 横田睦他 平成2年 などをはじめとした調査結果による。

以上の観察調査を中心に、大規模墓地における周辺施設と墓参行為について分析した。計画上、特に留意すべき点をまとめると次の様になる。

① 墓地周辺の関連施設・店舗では、供花販売、手桶など墓参時用品貸し出し、墓参者の休息、法要などの機能に対応している。これは今日の墓地が埋葬部分のみに限定された施設であり、葬送行為全体に対する配慮を欠いた結果である。更に墓地に公園としての機能が求められているとすれば、これらの機能を含めたものを計画する必要がある。

② 1日の入退園の推移や滞留状況からみると、お盆時に比べ春秋の彼岸時は、1日中絶え間のない入退園が続く等、かなり制約を受けた墓参を強いられている。特定の日ばかりに過度に集中するこれまでの墓参の在り方を考え直す必要がある一方、円滑な墓参の実現には、墓地のみならずその周辺環境の計画も配慮することが求められる。

③ 彼岸、お盆時における墓参者集団の構成は、中年夫婦を中心とする核家族、老年夫婦や年寄り1人など、少人数や個人の割合が高く、かつての様な親戚、縁類者を含めた大家族、多人数の割合は低い。このことから墓地の計画にあたっては、老人など身体の不自由な人が主に使用する施設としての配慮が必要である。

④ お盆時と比べ、秋彼岸時では所要時間が長時間化する傾向がある。これは墓参そのものが長時間化するのではなく、入園ないし退園に要する移動が円滑に行われていないためである。逆に個々の墓参そのものは逆に短時間化している。落ち着いた内容の濃い墓参を行うことが可能となる様、配慮した環境が求められる。

⑤ 墓参を構成する所作の内、打ち水、焼香、合掌がいずれの場合も高い頻度で行われる。供花、供物、卒塔婆供養、食事については、墓地により大きな差がみられた。今日の墓地内には、食事や休息に利用出来るような施設が少ない。それら施設について考慮することは墓参行為を豊かなものにするにつながる。

5-3 民営（事業型）墓地の有する公営墓地の代替性と公益性への再評価について

公営墓地と民営墓地の役割分担をすること、そして民営墓地を公営に準じたものとして、適正に許可をするという考え方もある。

墓地に関する意識調査で、「あなたが『お墓』をもとめなくてはならない場合、どういった運営がなされているものを選びますか」という質問がしばしばなされる。結果、「公営墓地」への希望が50～60%。「寺院境内」は20～30%。そして「民営墓地」は（実際、この表現は、やや正確さを欠くが、「アンケートの選択肢」という制約による）10%以下が多く、高くとも10%台をこえるものはない、という結果が共通して得られている。

これは不思議なことであるといえよう。ここでの「『民営墓地』が10%以下」と、今日に至るような“発展”を見せてきた民営墓地（公園式墓地）の展開と矛盾する。そこで、この結果を更に踏み込み「あなたが初め（1番目）に選択したものが実現出来ない場合、次（2番目）に何を選びますか」という質問を重ねる。すると、公営墓地を選んだ回答者の50～70%の方が「民営墓地」を選択するという結果になる。

つまり、今日における民営墓地が～時には周辺住民からの指弾さえ受けながら～展開されてきたのは、公営墓地の行き詰まりが背景になっているのだとも言える。

「新たに埋葬先を取得する必要があるか」

はい	いいえ	わからない	無回答	
25.09	64.31	5.48	5.12	100.00
142	364	31	29	566

[以下、「はい」と答えた者の内]

[4-3]『埋葬先の運営形態には何が良いか』

1位	公 営	民 営	寺 院	その他	無回答	
	54.23	6.34	26.76	9.86	21.83	100.00
	77	9	38	14	631	142
2位	公 営	民 営	寺 院	その他	無回答	
	26.06	35.21	15.49	1.41	21.83	100.00
	37	50	22	2	31	142

公営を1位に
挙げた時

公 営	民 営	寺 院	その他	無回答	
54.23	6.34	26.76	9.86	21.83	100.00
77	9	38	14	631	142

寺院を1位に
挙げた時

公 営	民 営	寺 院	その他	無回答	
76.23	7.89	—	2.63	13.16	100.00
29	3	—	1	5	38

※「埋葬取得希望者世帯の特性を考慮した墓地の供給に関する研究」・東京工業大学・平成6（1994）年（於・神奈川県 対象）

「あなた（世帯主）は『お墓』あるいは『お墓に代わる埋葬先』を
今後、新たに、取得する必要がありますか。（調査結果再掲）

「新たに埋葬先を取得する必要があるか」

はい	いいえ	わからない	無回答	
98	286	32	40	456
21.5	62.7	7.0	8.8	100.0

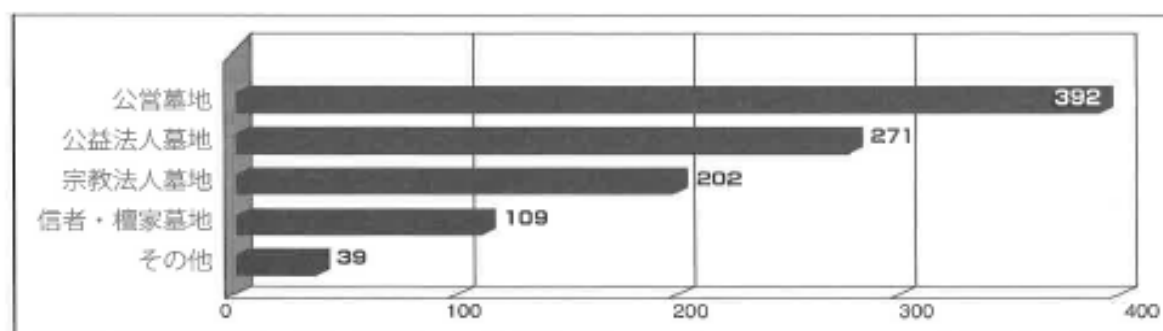
「埋葬先には、こういった運営がなされているものを選びますか」

第1位希望	公 営	民 営	寺院敷内	その他	無回答	
	54	2	24	14	4	98
	55.1	2.0	24.5	14.3	4.1	100.0
第2位希望	公 営	民 営	寺院敷内	その他	無回答	
	17	26	20	0	35	98
	17.3	26.5	20.4	0.0	35.7	100.0

※「大牟田市における墓地需要動向 及び 供給・管理に関する調査報告書」・日本グレイブス・平成7（1995）年

墓地・墓園の取得元及び維持・管理形態

選択肢	回答数							得点
	1位	2位	3位	4位	5位	無回答	合計	
公営墓地	74	5	0	1	21	21	101	392
公益法人墓地	0	57	13	2	29	29	101	271
宗教法人墓地	3	9	47	5	37	37	101	202
信者・檀家墓地	3	2	3	37	53	53	101	109
その他	3	1	1	2	81	81	101	39



※「さいたま市 墓地・葬儀に関する市民意識調査」・（社）全日本墓園協会・平成14（2002）年

加えて、厚生労働省も、地方公共団体単位の需給関係のバランスを前提とした場合、安定的な墓地供給について、懸念しているところであり、「近年、大都市の近郊地域等においては、当該大都市に居住する者に係る需要等も考慮せざる得ない状況にあり（中略）。当該墓地造成に係る広域的需要の見込みが確実であること、当該墓地造成の計画が地域の実情に則したものであること等、諸般の事情を総合的に勘案して許可の可否を判断すべきである」と考える」（「墓地経営許可の取扱いについて」昭和 50（1975）年 4 月 1 日環企第 100 号）と述べているところである。

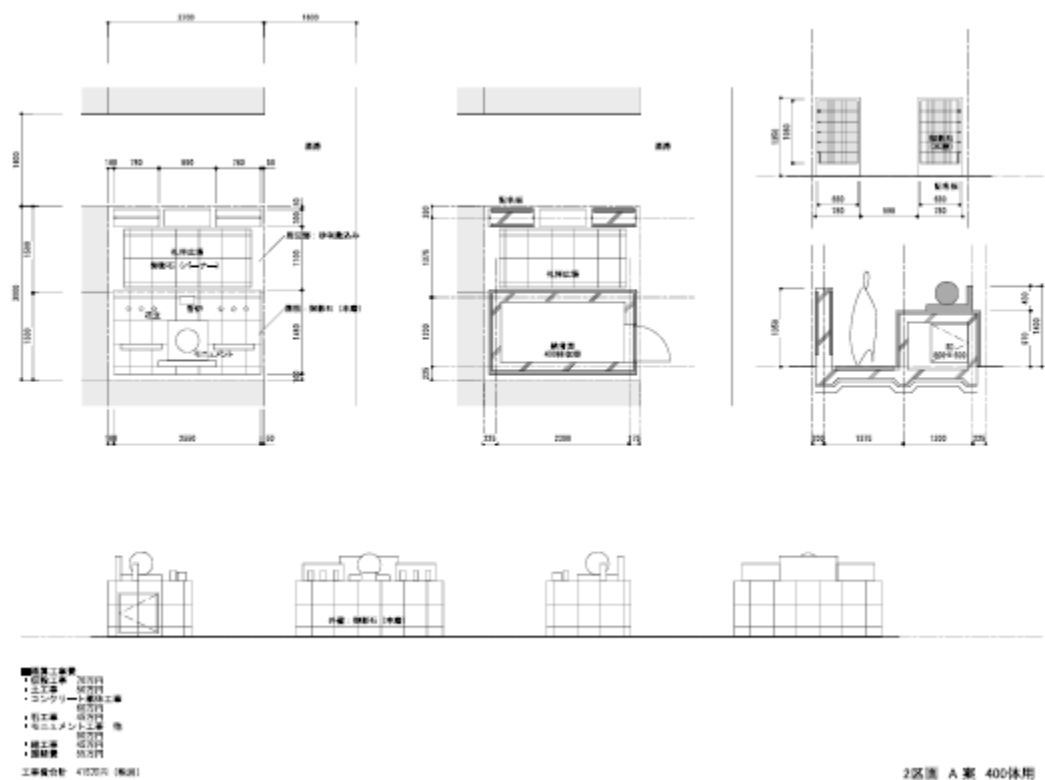
しかし、現在では、民営墓地に対して過剰なまでもいえる規制が強いられている。

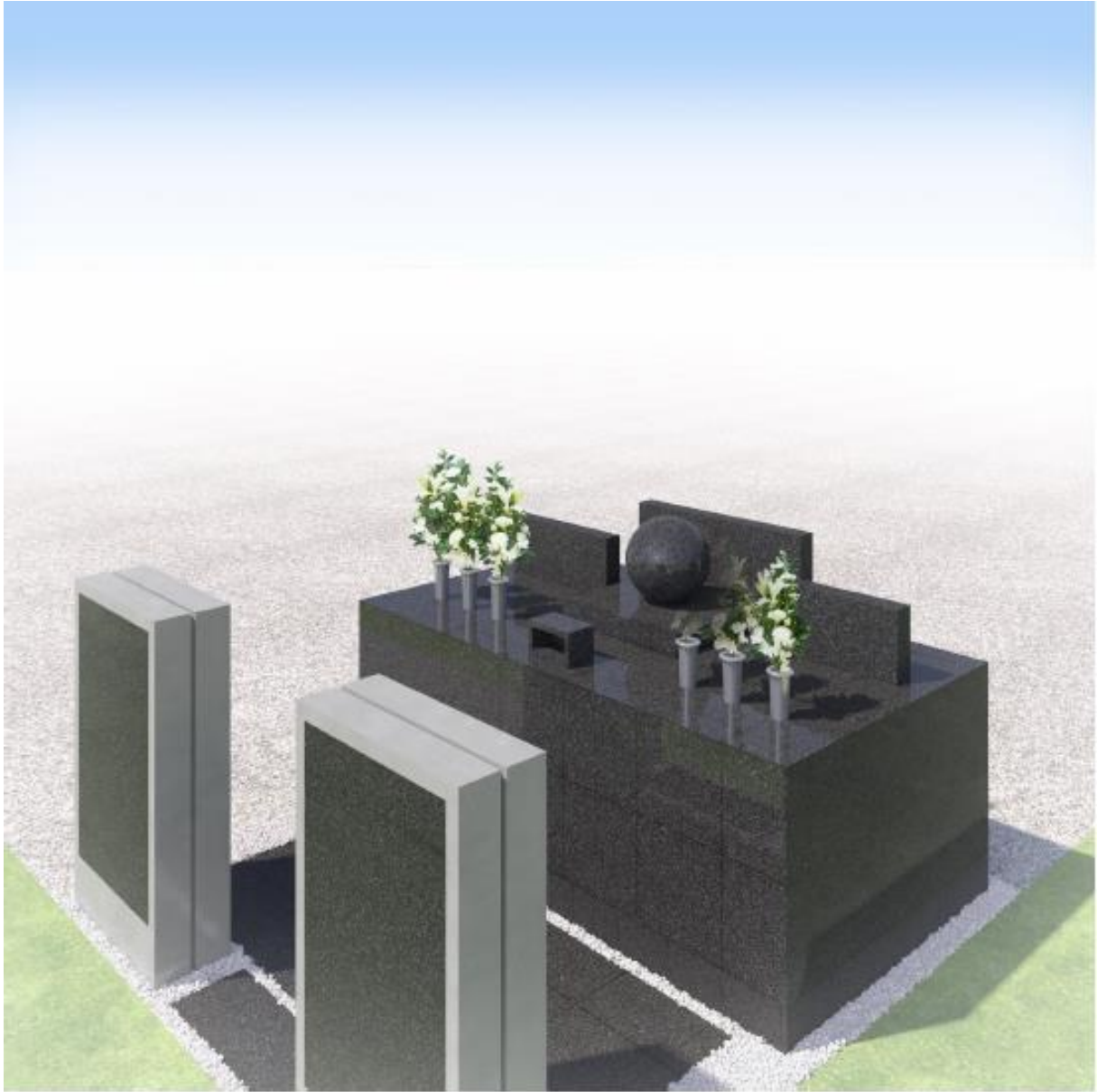
既に冒頭で述べた通り、内閣府・地方分権改革推進委員会の第 1 次勧告（平成 20（2008）年 5 月 28 日）によれば、墓地の許可、指導監督にかかわる事務は「市」に委譲されている。

ただ、既に条例によって、町・村単位にまで実質的な委譲を行っている県もあり、その結果、民営墓地に対する過剰なまでの規制、たとえば、公営墓地の代替性の高い事業型墓地には、新たな許可をなさず、既存の寺院境内墓地の拡張、もしくは隣接地のみに許可とどまっている地方公共団体は珍しいことではなくなっているという新たな問題が生じている。

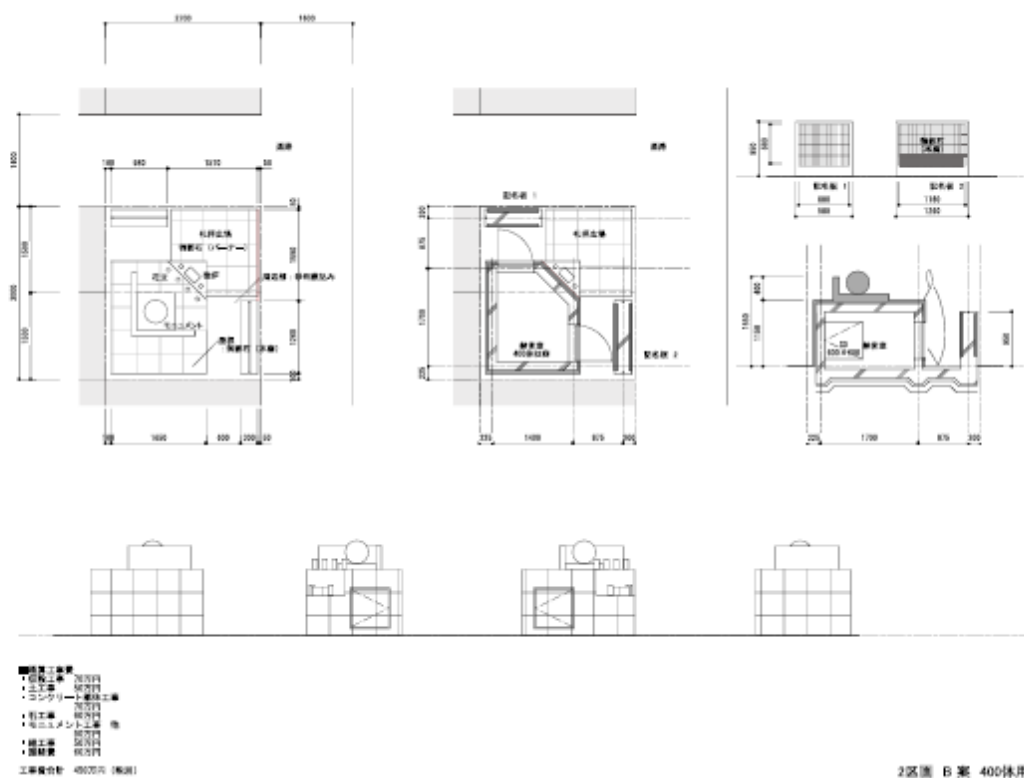
これは、これから新たなお墓を求める、当該地方公共団体への住民に対して、いずれかの寺院の檀信徒になることを強いていることに他ならない。寺院境内墓地にはその意義があることは当然のことではあるが、そうした性格の墓地のみにしか許可がなされないということでは、現行の地方における墓地行政が、明確なグランド・デザイン【grand design】を描かぬままになっているのではないのかという疑問を覚えざるを得ない。加えて、他方で適切な公営墓地の供給がなされていitすれば、整合性のある墓地行政とは言い難い。

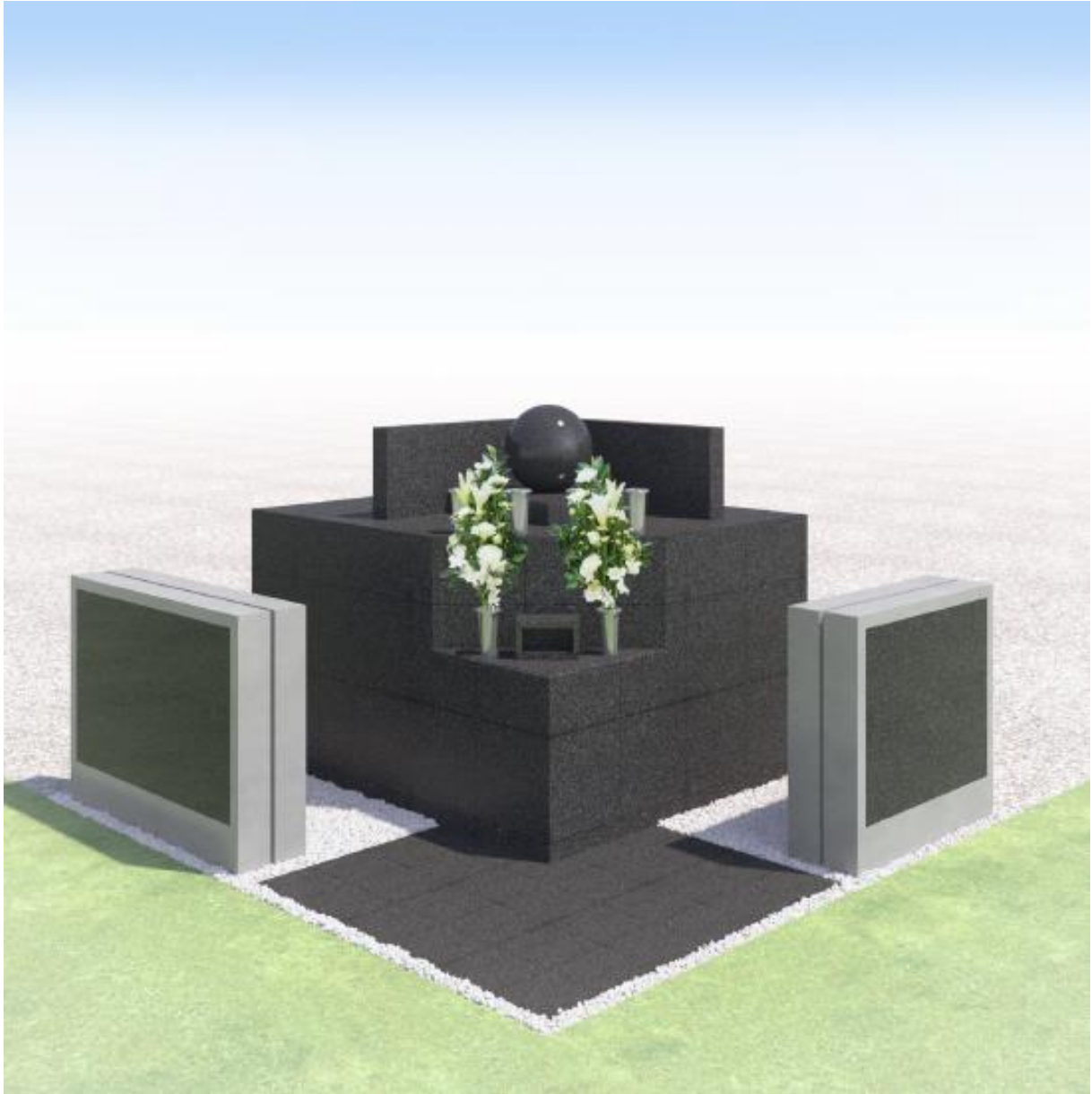
「■2区画 A案 400体■」



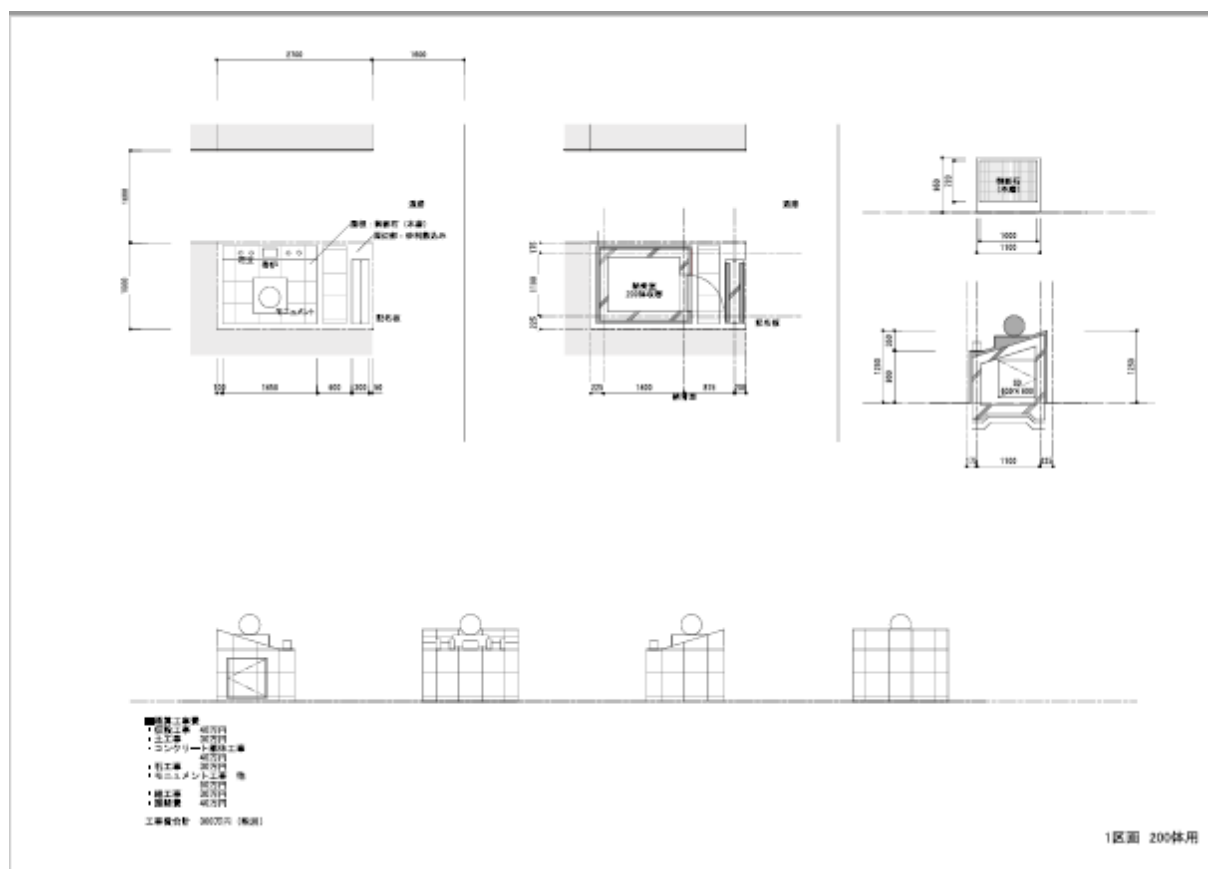


「■2区画 B案 400体■」





「■1 区画 案 200 体■」





「【 横浜市メモリアルグリーン 】の公募・応募状況（推移）」

横浜市営墓地メモリアルグリーンの使用者募集に
8,684通の応募がありました。
〔 一部の募集区分が抽選となります 〕

平成 19 年 7 月 17 日（火）から 8 月 17 日（金）にかけて、横浜市営墓地メモリアルグリーンの使用者募集を行ったところ、募集数 2,400 枠に対して、8,684 通の応募があり、一部の募集区分が抽選となります。

平成 19 年 9 月 9 日（日）に公開抽選会を磯子公会堂（磯子区総合庁舎内：横浜市磯子区磯子三丁目 5 番 1 号）で行い、墓地の使用開始は、平成 20 年 1 月を予定しています。

1 募集計画

納骨施設形態	整備数	19 年度募集数	20 年度以降の募集計画
芝生型納骨施設	7,500 区画	1,500 区画	過去の応募状況を踏まえ、適切に設定します。
合葬式樹木型納骨施設	3,000 体分	300 体分	
合葬式慰霊碑型納骨施設	12,000 体分	1,200 体分	

※数値の下の〔 〕は、整備数に対する割合。

2 応募状況

納骨施設形態	使用 年数	申込区分		募集数	応募数	振替後 募集枠	抽選 倍率	抽選の 有 無	
芝生型納骨施設	永年	遺骨保持	ア	800 区画	712	712 区画	1.00	無抽選	
		生前・改葬	イ	400 区画	5,895	488 区画	12.08	抽 選	
	30年	遺骨保持	ウ	200 区画	114	114 区画	1.00	無抽選	
		生前・改葬	エ	100 区画	641	186 区画	3.45	抽 選	
小 計				1,500 区画	7,362	1,500 区画	残数：無し		
合 葬 式 樹木型納骨施設	永年	1 体分	遺骨保持	カ	60〔 60 体分 〕	29〔 29 体分 〕	29〔 29 体分 〕	1.00	無抽選
			生前	キ	40〔 40 体分 〕	121〔 121 体分 〕	71〔 71 体分 〕	1.70	抽 選
		2 体分	遺骨保持	ク	60〔 120 体分 〕	55〔 110 体分 〕	55〔 110 体分 〕	1.00	無抽選
			生前	ケ	40〔 80 体分 〕	405〔 810 体分 〕	45〔 90 体分 〕	9.00	抽 選
小 計				200〔 300 体分 〕	610〔 1,070 体分 〕	200〔 300 体分 〕	残数：無し		
合 葬 式 慰霊碑型納骨施設	30年	1 体 分	サ	200〔 200 体分 〕	228〔 228 体分 〕	228〔 228 体分 〕	1.00	無抽選	
		2 体 分	シ	500〔 1,000 体分 〕	484〔 968 体分 〕	484〔 972 体分 〕	0.99	無抽選	
	小 計				700〔 1,200 体分 〕	712〔 1,196 体分 〕	714〔 1,200 体分 〕	残数：4 体分	
合 計				2,400	8,684	2,414			

※上記応募数からは、キャンセル分を引いております。

※当初の募集数に対し、応募数が満たなかった申込区分の残り募集数は、同一の形態内で、募集数を超えた申込区分に振替を行っております。

※合葬式慰霊碑型納骨施設「シ：2 体分」から「サ：1 体分」へ振替を行うため、振替後募集枠が当初の募集枠よりも多くなります。

3 抽選結果の公開

- (1) 平成 19 年 9 月 10 日（月）から、横浜市役所市庁舎掲示板（一週間程度）と横浜市ホームページで抽選結果を公開します。
- (2) 申込者数が募集数を超えず、無抽選となった申込区分の申込者に対して、平成 19 年 9 月 7 日までに「当選」を記載した「メモリアルグリーン応募結果通知書」を送付します。
- (3) 抽選対象となった申込区分の申込者に対して、平成 19 年 9 月 18 日（火）以降に、「当選」「補欠」「落選」を記載した「メモリアルグリーン応募結果通知書」を送付します。

**横浜市営墓地メモリアルグリーンの使用者募集に
約9,400通の応募がありました。**
〔一部の募集区分が抽選となります〕

平成20年7月15日（火）から8月15日（金）にかけて、横浜市営墓地メモリアルグリーンの使用者募集を行ったところ、募集数2,100枠に対して、約9,400通の応募があり、一部の募集区分が抽選となります。

平成20年9月7日（日）に公開抽選会を横浜市健康福祉総合センター（横浜市中区桜木町1-1）で行い、墓地の使用開始は、平成21年1月を予定しています。

1 応募状況

納骨施設形態	使用	申込区分		募集数	応募数	振替後募集枠	抽選倍率	抽選の有無	
芝生型納骨施設	永年 30年	遺骨保持	ア	500区画	858区画	500区画	1.72	抽選	
		生前・改葬	イ	250区画	6,182区画	250区画	24.73	抽選	
		遺骨保持	ウ	300区画	125区画	125区画	—	無抽選	
		生前・改葬	エ	150区画	831区画	325区画	2.56	抽選	
小計				1,200区画	7,996区画	1,200区画	残数：無し		
合葬式 樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持	カ	60(60体分)	34(34体分)	34(34体分)	—	無抽選
			生前	キ	40(40体分)	107(107体分)	66(66体分)	1.62	抽選
		2体分	遺骨保持	ク	60(120体分)	67(134体分)	60(120体分)	1.12	抽選
			生前	ケ	40(80体分)	460(920体分)	40(80体分)	11.50	抽選
小計				200(300体分)	668(1,195体分)	200(300体分)	残数：無し		
合葬式 慰霊碑型納骨施設	30年	1体分	サ	200(200体分)	232(232体分)	232(232体分)	—	無抽選	
		2体分	シ	500(1,000体分)	472(944体分)	484(968体分)	—	無抽選	
小計				700(1,200体分)	704(1,176体分)	500(1,000体分)	残数：24体分		
合計				2,100	9,368	2,116			

※当初の募集数に対し、応募数が満たなかった申込区分の残り募集数は、同一の形態内で、募集数を超えた申込区分に振替を行っております。

※合葬式慰霊碑型納骨施設「シ：2体分」から「サ：1体分」へ振替を行うため、振替後募集枠が当初の募集枠よりも多くなります。

2 抽選結果の公開

- (1) 平成20年9月8日（月）から、横浜市役所市庁舎掲示板（一週間程度）と横浜市ホームページで抽選結果を公開します。
- (2) 申込者数が募集数を超えず、無抽選となった申込区分の申込者に対して、平成20年9月5日（金）までに「当選」を記載した「メモリアルグリーン応募結果通知書」を送付します。
- (3) 抽選対象となった申込区分の申込者に対して、平成20年9月16日（火）以降に、「当選」「補欠」「落選」を記載した「メモリアルグリーン応募結果通知書」を送付します。

3 募集計画

納骨施設形態	整備数	20年度募集数	21年度以降の募集計画
芝生型納骨施設	7,500区画	1,200区画	過去の応募状況を踏まえ、適切に設定します。
合葬式樹木型納骨施設	3,000体分	300体分	
合葬式慰霊碑型納骨施設	12,000体分	1,200体分	

**横浜市営墓地メモリアルグリーンの使用者募集に
約9,200通の応募がありました。
[一部の募集区分が抽選となります]**

平成 21 年 7 月 14 日（火）から 8 月 14 日（金）にかけて、横浜市営墓地メモリアルグリーンの使用者募集を行ったところ、募集数 1,975 枠に対して、約 9,200 通の応募があり、一部の募集区分が抽選となります。

平成 21 年 9 月 6 日（日）に公開抽選会を横浜市教育文化ホール（横浜市中区万代町 1 丁目 1 番地）で行い、墓地の使用開始は、平成 22 年 1 月を予定しています。

1 応募状況

納骨施設形態	使用	申込区分		募集数	応募数	振替後募集枠	抽選倍率	抽選の有無	
芝生型納骨施設	永年	遺骨保持	ア	457 区画	830 区画	457 区画	1.82	抽選	
		生前・改葬	イ	228 区画	6,122 区画	228 区画	26.85	抽選	
		遺骨保持	ウ	240 区画	198 区画	198 区画	—	無抽選	
		生前・改葬	エ	130 区画	857 区画	192 区画	4.46	抽選	
小 計				1,075 区画	8,007 区画	1,075 区画	概数：無し		
合葬式樹木型納骨施設	永年	1 体分	遺骨保持	カ	60(60 体分)	31(31 体分)	31(31 体分)	—	無抽選
		生前	キ	40(40 体分)	105(105 体分)	69(69 体分)	1.52	抽選	
		2 体分	遺骨保持	ク	60(120 体分)	53(106 体分)	53(106 体分)	—	無抽選
		生前	ケ	40(80 体分)	403(806 体分)	47(94 体分)	8.57	抽選	
小 計				200(300 体分)	592(1,048 体分)	200(300 体分)	概数：無し		
合葬式慰霊碑型納骨施設	30 年	1 体分	サ	200(200 体分)	222(222 体分)	222(222 体分)	—	無抽選	
		2 体分	シ	500(1,000 体分)	403(806 体分)	489(978 体分)	—	無抽選	
小 計				700(1,200 体分)	625(1,028 体分)	711(1,200 体分)	概数：172 体分		
合 計				1,975	9,224	1,986			

※当初の募集数に対し、応募数が満たなかった申込区分の残り募集数は、同一の形態内で、募集数を超えた申込区分に振替を行っております。

※合葬式慰霊碑型納骨施設「シ：2 体分」から「サ：1 体分」へ振替を行うため、振替後募集枠が当初の募集枠よりも多くなります。

2 抽選結果の公開

- (1) 平成 21 年 9 月 7 日（月）から、横浜市政府市庁舎掲示板（一週間程度）と横浜市ホームページ（<http://www.city.yokohama.jp/mse/kenkou/memorialgreen/>）で抽選結果を公開します。
- (2) 申込者数が募集数を超えず、無抽選となった申込区分の申込者に対して、平成 21 年 9 月 4 日（金）までに「当選」を記載した「メモリアルグリーン応募結果通知書」を送付します。
- (3) 抽選対象となった申込区分の申込者に対して、平成 21 年 9 月 15 日（火）以降に、「当選」「補欠」「落選」を記載した「メモリアルグリーン応募結果通知書」を送付します。

3 募集計画

納骨施設形態	整備数	21 年度募集数	22 年度以降の募集計画
芝生型納骨施設	7,500 区画	1,075 区画	平成 21 年度で募集終了。
合葬式樹木型納骨施設	3,000 体分	300 体分	過去の応募状況を踏まえ、適切に設定します。
合葬式慰霊碑型納骨施設	12,000 体分	1,200 体分	

**横浜市営墓地メモリアルグリーンの利用者募集に
約2,600通の応募がありました。**
〔一部の募集区分を除き、抽選となります〕

平成22年7月13日（火）から8月13日（金）にかけて、横浜市営墓地メモリアルグリーン（横浜市戸塚区俣野町1367番地1）の利用者募集を行ったところ、募集数900枠に対して、約2,600通の応募があり、一部の募集区分を除き、抽選となります。

抽選については、平成22年9月5日（日）に横浜市教育文化ホール（横浜市中区万代町1丁目1番地）にて公開抽選会を行い、当選者等を決定します。（墓地の使用開始は、平成22年12月を予定）

1 応募状況

納骨施設形態	使用 年数	申込区分			募集数	応募数	振替後 募集数	抽選 倍率	抽選の 有 無	
合 葬 式 樹木型納骨施設	永 年	1 体 分	遺骨保持力	キ	60(60体分)	59(59体分)	59(59体分)	—	無 抽 選	
			生前	キ	40(40体分)	176(176体分)	41(41体分)	4.29	抽 選	
		2 体 分	遺骨保持力	ク	60(120体分)	143(286体分)	60(120体分)	2.38	抽 選	
			生前	ケ	40(80体分)	954(1,908体分)	40(80体分)	23.85	抽 選	
小 計					200(300体分)	1,332(2,429体分)	200(300体分)	概数：無し		
合 葬 式 彫刻型納骨施設	30 年	1 体 分	サ		200(200体分)	326(326体分)	200(200体分)	1.63	抽 選	
			シ		500(1,000体分)	931(1,862体分)	500(1,000体分)	1.86	抽 選	
		2 体 分								
			小 計		700(1,200体分)	1,257(2,188体分)	700(1,200体分)	概数：無し		
合 計					900(1,500体分)	2,589(4,617体分)	900(1,500体分)			

※ 当初の募集数に対し、応募数が満たなかった申込み区分の残り募集数は、同一の形態内で、募集数を超えた申込み区分に振替を行っております。

2 抽選結果の公開

- 平成22年9月6日（月）から、横浜市役所市庁舎掲示板（一週間程度）と横浜市ホームページ（<http://www.city.yokohama.jp/mw/kenkou/memorialgreen/>）で抽選結果を公開します。
- 申込者数が募集数を超えず、無抽選となった申込区分の申込者に対して、平成22年9月3日（金）までに「当選」を記載した「メモリアルグリーン応募結果通知書」を送付します。
- 抽選対象となった申込区分の申込者に対して、平成22年9月14日（火）以降に、「当選」「補欠」「落選」を記載した「メモリアルグリーン応募結果通知書」を送付します。

3 募集計画

納骨施設形態	整備数	18～21年度 募集済数	22年度 募集数	23年度以降の募集計画
合 葬 式 樹木型納骨施設	3,000体分	1,800体分	300体分	【未募集数】 合葬式樹木型納骨施設：900体分 合葬式彫刻型納骨施設：3,600体分 過去の応募状況を踏まえ、募集数等を適切に設定 します。（25年度まで募集を行う予定です。た だし、募集計画は予定であり、今後変更となる可 能性があります。）
合 葬 式 彫刻型納骨施設	12,000体分	7,200体分	1,300体分	

お問い合わせ先	
健康福祉局環境施設課長 中川 一人 Tel 045-671-3820	

横浜市営墓地の使用者募集に約 4,200 通の応募がありました。

【一部の募集区分を除き、抽選となります】

平成 23 年 10 月 11 日（火）から 11 月 11 日（金）にかけて、横浜市営墓地の使用者募集を行ったところ、募集数 1,505 枠に対して、約 4,200 通の応募があり、一部の募集区分を除き、抽選となります。

抽選については、平成 23 年 12 月 4 日（日）に横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町 2 丁目 4 番地 7）にて公開抽選会を行い、当選者等を決定します。（墓地の使用開始は、平成 24 年 3 月を予定）

1 応募状況

納骨施設形態	使用期間	申込区分		募集数	応募数	振替後募集数	抽選倍率	抽選の有無	
久保山墓地	永年	遺骨保持		305区画	1,016区画	305区画	3.33	抽選	
小計				305区画	1,016区画	305区画	複数:無し		
メモリアルグリーン合葬式樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持	カ	60(60体分)	76(76体分)	60(60体分)	1.27	抽選
			生前	キ	40(40体分)	222(222体分)	40(40体分)	5.55	抽選
		2体分	遺骨保持	ク	60(120体分)	136(272体分)	60(120体分)	2.27	抽選
			生前	ケ	40(80体分)	980(1,960体分)	40(80体分)	24.50	抽選
小計				200(300体分)	1,414(2,530体分)	200(300体分)	複数:無し		
メモリアルグリーン合葬式慰霊碑型納骨施設	30年	1体分	遺骨保持	サ	180(180体分)	199(199体分)	199(199体分)	-	無抽選
			生前	シ	120(120体分)	248(248体分)	147(147体分)	1.69	抽選
		2体分	遺骨保持	ス	420(840体分)	333(666体分)	333(666体分)	-	無抽選
			生前	セ	280(560体分)	981(1,962体分)	344(688体分)	2.85	抽選
小計				1,000(1,700体分)	1,781(3,075体分)	1,023(1,700体分)	複数:無し		
合計				1,505	4,191	1,528			

※当初の募集数に対し、応募数が満たなかった申込区分の残り募集数は、同一の形態内で、募集数を超えた申込区分に振替を行っております。

※メモリアルグリーン合葬式慰霊碑型納骨施設「ス：2体分遺骨保持」から「サ：1体分遺骨保持」、「シ：1体分生前」及び「セ：2体分生前」へ振替を行うため、振替後募集枠が当初の募集枠より多くなります。

2 抽選結果の公開

- 平成 23 年 12 月 5 日（月）から、横浜市役所市庁舎掲示板（一週間程度）と横浜市ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankoh/kankoshisetsu/hochiiraidou.html>）で抽選結果を公開します。
- 申込者数が募集数を超えず、無抽選となった申込区分の申込者に対して、平成 23 年 12 月 2 日（金）までに「当選」を記載した「横浜市営墓地応募結果通知書」を送付します。
- 抽選対象となった申込区分の申込者に対して、平成 23 年 12 月 13 日（火）以降に、「当選」「補欠」「落選」を記載した「横浜市営墓地応募結果通知書」を送付します。

3 募集計画

納骨施設形態	整備数	18～22年度募集済数	23年度募集済数	24年度以降の募集計画	
一般墳墓地	-	-	305区画	24年度については、日野公園墓地について、約300区画の公募を行う予定です。	募集計画は予定であり、今後変更となる可能性があります。
メモリアルグリーン合葬式樹木型納骨施設	3,000体分	2,100体分	300体分	【未募集数】 合葬式樹木型納骨施設:600体分 合葬式慰霊碑型納骨施設:3,400体分	
メモリアルグリーン合葬式慰霊碑型納骨施設	12,000体分	6,900体分	1,700体分	過去の応募状況を踏まえ、募集数等を適切に設定します。（25年度まで募集を行う予定です。）	

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局環境施設課長 中川 一人 Tel 045- 671-3820

横浜市営墓地の使用者募集に約 5,700 通の応募がありました。

【一部の募集区分を除き、抽選となります】

平成 24 年 9 月 12 日（水）から 10 月 12 日（金）にかけて、横浜市営墓地の使用者募集を行ったところ、募集数 1,500 枠に対して、約 5,700 通の応募があり、一部の募集区分を除き、抽選となります。

抽選については、平成 24 年 11 月 4 日（日）に神奈川中小企業センタービル内多目的ホール（横浜市中区尾上町 5-80）にて公開抽選会を行い、当選者等を決定します。（墓地の使用開始は、平成 25 年 2 月を予定）

1 応募状況

納骨施設形態	使用期間	申込区分			募集数	応募数	振替後募集数	抽選倍率	抽選の有無
日野公園墓地	永年	2.0㎡	遺骨保持	ア	200区画	905区画	200区画	4.53	抽選
		2.5㎡		イ	100区画	482区画	100区画	4.82	抽選
小計					300区画	1,387区画	300区画	残数：無し	
メモリアルグリーン合葬式樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持	カ	60(60体分)	44(44体分)	44(44体分)	-	無抽選
			生前	キ	40(40体分)	347(347体分)	56(56体分)	6.20	抽選
		2体分	遺骨保持	ク	60(120体分)	160(320体分)	60(120体分)	2.67	抽選
			生前	ケ	40(80体分)	1,402(2,804体分)	40(80体分)	35.05	抽選
小計					200(300体分)	1,953(3,515体分)	200(300体分)	残数：無し	
メモリアルグリーン合葬式慰霊碑型納骨施設	30年	1体分	遺骨保持	サ	180(180体分)	186(186体分)	180(180体分)	1.03	抽選
			生前	シ	120(120体分)	342(342体分)	120(120体分)	2.85	抽選
		2体分	遺骨保持	ス	420(840体分)	370(740体分)	370(740体分)	-	無抽選
			生前	セ	280(560体分)	1,443(2,886体分)	330(660体分)	4.43	抽選
小計					1,000(1,700体分)	2,341(4,194体分)	1,000(1,700体分)	残数：無し	
合計					1,500	5,701	1,500		

※当初の募集数に対し、応募数が満たなかった申込区分の残り募集数は、同一の形態内で、募集数を超えた申込区分に振替を行っております。

※メモリアルグリーン合葬式樹木型納骨施設「カ：1 体分遺骨保持」から「キ：1 体分生前」へ、合葬式慰霊碑型納骨施設「ス：2 体分遺骨保持」から「セ：2 体分生前」へ振替を行うため、振替後募集枠が当初の募集枠より多くなります。

2 抽選結果の公開

- 平成 24 年 11 月 6 日（月）から、横浜市役所市庁舎掲示板（一週間程度）と横浜市ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankou/kankyoshisetu/bochi-residou.html>）で抽選結果を公開します。
- 申込者数が募集数を超えず、無抽選となった申込区分の申込者に対して、平成 24 年 11 月 2 日（金）までに「当選」を記載した「横浜市営墓地応募結果通知書」を送送します。
- 抽選対象となった申込区分の申込者に対して、平成 24 年 11 月 13 日（火）以降に、「当選」「補欠」「落選」を記載した「横浜市営墓地応募結果通知書」を送送します。

3 募集計画

納骨施設形態	25年度以降の募集計画	
一般墳墓地	25年度は、三ツ沢墓地について、約300区画の公募を行う予定です。	
メモリアルグリーン合葬式樹木型納骨施設	合葬式樹木型納骨施設：300体分 合葬式慰霊碑型納骨施設：1,700体分	募集計画は予定であり、今後変更となる可能性があります。
メモリアルグリーン合葬式慰霊碑型納骨施設	過去の応募状況を踏まえ、募集数等を適切に設定します。（25年度をもって募集が終了する予定です。）	

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局環境施設課長 小林 達 T:1045- 671-5820

横浜市営墓地の使用者募集に約 6,700 通の応募がありました。

【一部の募集区分を除き、抽選となります】

平成 25 年 9 月 4 日（水）から 10 月 4 日（金）にかけて、横浜市営墓地の使用者募集を行ったところ、募集数 1,696 枠に対して、約 6,700 通の応募があり、一部の募集区分を除き、抽選となります。

抽選については、平成 25 年 10 月 27 日（日）に横浜情報文化センター内情文ホール（横浜市中区日本大通 11 番地）にて公開抽選会を行い、当選者等を決定します。（墓地の使用開始は、平成 26 年 2 月を予定）

1 応募状況

納骨施設形態	使用期間	申込区分			募集数	応募数	振替後募集数	抽選倍率	抽選の有無
三つ穴墓地	永年	1.4㎡ ～1.9㎡	遺骨保持	ア	300区画	1,064区画	300区画	3.55	抽 選
小計					300区画	1,064区画	300区画	残数：無し	
メモリアルグリーン 合葬式樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持	カ	78(78体分)	95(95体分)	78(78体分)	1.22	抽 選
			生前	キ	52(52体分)	481(481体分)	52(52体分)	9.25	抽 選
		2体分	遺骨保持	ク	77(154体分)	189(378体分)	77(154体分)	2.45	抽 選
			生前	ケ	52(104体分)	1,827(3,654体分)	52(104体分)	35.13	抽 選
小計					259(388体分)	2,592(4,808体分)	259(388体分)	残数：無し	
メモリアルグリーン 合葬式慰霊碑型納骨施設	30年	1体分	遺骨保持	サ	187(187体分)	212(212体分)	187(187体分)	1.13	抽 選
			生前	シ	125(125体分)	490(490体分)	125(125体分)	3.92	抽 選
		2体分	遺骨保持	ス	434(868体分)	397(794体分)	397(794体分)	-	無抽選
			生前	セ	290(580体分)	1,983(3,966体分)	327(654体分)	6.06	抽 選
小計					1,036(1,780体分)	3,082(3,462体分)	1,036(1,780体分)	残数：無し	
合計					1,595	6,738	1,595		

※当初の募集数に対し、応募数が満たなかった申込区分の残り募集数は、同一の形態内で、募集数を超えた申込区分に振替を行っております。

2 抽選結果の公開

- 平成 25 年 10 月 28 日（月）から、横浜市役所市庁舎掲示板（一週間程度）と横浜市ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankou/kankochishitsu/kochi-residev.html>）で抽選結果を公開します。
- 申込者数が募集数を超えず、無抽選となった申込区分の申込者に対して、平成 25 年 10 月 26 日（金）までに「当選」を記載した「横浜市営墓地応募結果通知書」を送送します。
- 抽選対象となった申込区分の申込者に対して、平成 25 年 11 月 5 日（火）以降に、「当選」「補欠」「落選」を記載した「横浜市営墓地応募結果通知書」を送送します。

3 募集計画

納骨施設形態	26年度以降の募集計画	
一般遺墓地	26年度は、久保山墓地について、約300区画の公募を行う予定です。	募集計画は予定であり、今後変更となる可能性があります。

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局環境施設課長 小林 進 Tel.045- 671-3820